

# 綾瀬市学校教育推進プラン

～ 第2期綾瀬市教育振興基本計画 ～

令和3年3月

綾瀬市教育委員会





# 目次

## 基本計画編

---

<b>I</b>	<b>計画の策定に当たって</b>	<b>P. 2</b>
1	計画策定の趣旨	P. 2
2	計画の対象範囲と位置付け	P. 2
3	計画の対象期間	P. 4
4	策定体制	P. 4
5	計画の推進に向けて	P. 4
6	計画の進行管理	P. 6
<b>II</b>	<b>教育をめぐる現状と今後の課題</b>	<b>P. 7</b>
1	第1期綾瀬市教育振興基本計画（後期実行計画）の取組状況	P. 7
2	教育をめぐる現状と綾瀬市の今後の課題	P. 8
<b>III</b>	<b>計画の構成</b>	<b>P. 14</b>
1	基本目標	P. 14
2	基本方針	P. 14
3	実行計画	P. 15
4	体系図	P. 15
<b>IV</b>	<b>基本方針</b>	<b>P. 16</b>
基本方針1	確かな学力を育む教育の推進	P. 16
基本方針2	豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	P. 18
基本方針3	支援教育の充実	P. 20
基本方針4	教職員の資質向上と教育指導環境の充実	P. 22
基本方針5	子どもたちの学びを支える教育環境の充実	P. 24
基本方針6	学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実	P. 26

## 実行計画編

---

I 前期実行計画	.....	P. 28
取組一覧	.....	P. 28

## 参考資料

---

I 綾瀬市教育大綱	.....	P. 68
II 綾瀬市教育振興基本計画策定委員会	.....	P. 70
1 綾瀬市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	.....	P. 70
2 綾瀬市教育振興基本計画策定委員会アドバイザー	.....	P. 71
III 策定経過	.....	P. 72
IV 用語一覧	.....	P. 74

# 基本計画編



# Ⅰ 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

綾瀬市教育委員会では、平成23年2月に「綾瀬市教育振興基本計画」（以下「第1期基本計画」という。）及びその実行計画を策定し、学校教育と生涯学習の分野における様々な施策に取り組み、教育行政を推進してまいりました。

この間、人口構造の変化や少子高齢化、人工知能（AI）やビッグデータの活用を始めとする技術革新やグローバル化が進み、社会に大きな変化がもたらされました。学校教育においては、令和2年度から新学習指導要領\*が順次全面実施されるなど、これからの時代に求められる教育の実現に向けた取組を進めていく必要がある一方、家庭環境の多様化や地域コミュニティの弱体化といった家庭や地域の状況の変化や教員の負担の増大など、教育をめぐる様々な課題も生じています。また、長期間にわたる学校の一斉臨時休業等、教育活動に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症についても、学校における新しい生活様式を踏まえた対策を継続していく必要があるなど、今後の教育行政には、これまでにない社会状況の変化や学校教育における様々な課題への対応が求められています。

第1期基本計画の計画期間が終了するに当たり、こうした社会状況の変化や学校教育における課題のほか、令和3年4月の行政組織の見直しを踏まえ、本市の学校教育の方向性を整理し、具体的な施策を計画的に推進することで、「人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども」を育成するため、第2期綾瀬市教育振興基本計画となる「綾瀬市学校教育推進プラン」（以下「学校教育推進プラン」という。）を策定します。

## 2 計画の対象範囲と位置付け

### 計画の対象範囲

行政組織の見直しに伴い、令和3年4月から生涯学習課が教育委員会から市長部局へ移管し、生涯学習施設の管理・運営や文化・芸術、文化財に関する事務は市長が管理し、執行することになりました。また、教育委員会の職務権限とされている家庭や地域における社会教育等についても、生涯学習施策全体の一体的な実施のため、権限は教育委員会に残しつつ、市長部局において執行します。

第1期基本計画の後期実行計画では、綾瀬市教育委員会が実施する学校教育及び生涯学習の推進に関する具体的な施策を定め、教育行政を推進してきましたが、生涯学習施策の職務権限の移

学習指導要領 小・中・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその扱い、基本的な指導事項等を示したもので、文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準になるもの。本プランにおいて「新学習指導要領」と表記している現行の要領は、平成29年に告示され、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面实施となる。

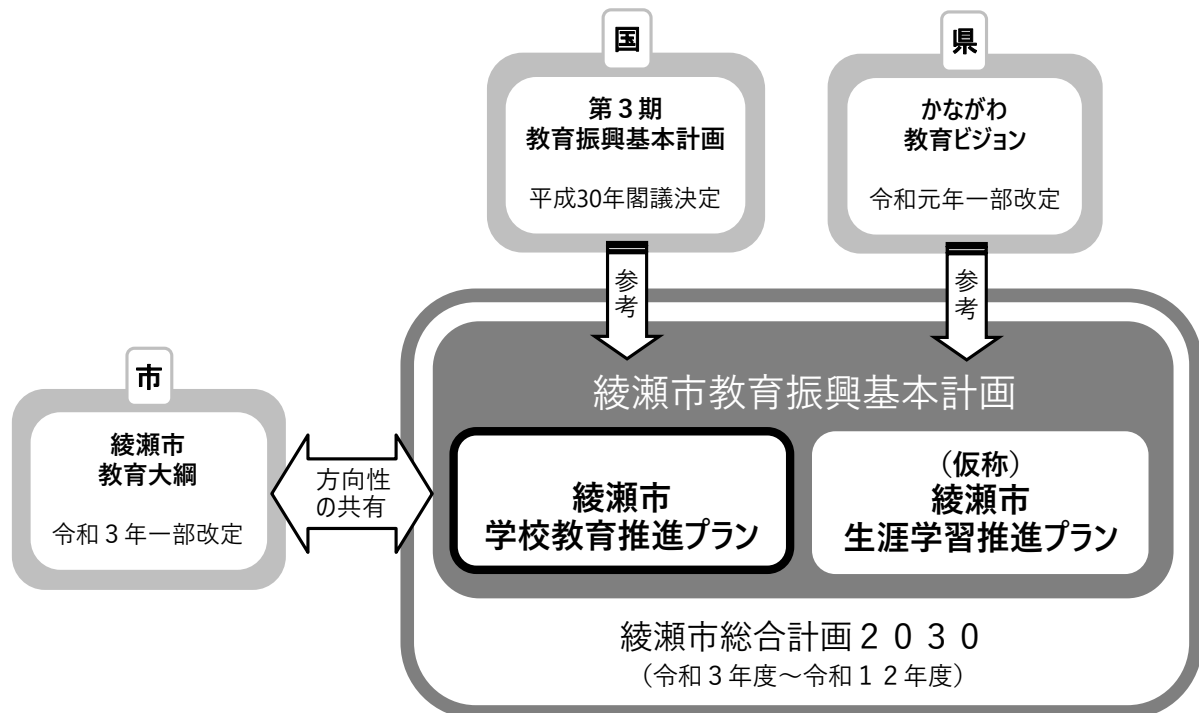
管を踏まえ、学校教育推進プランでは、学校教育の推進に関する施策を計画の対象範囲とします。

なお、生涯学習施策については、今後、「（仮称）綾瀬市生涯学習推進プラン」を新たに策定し、学校教育推進プランと併せて教育振興基本計画として位置付け、本市の生涯学習の推進を図ります。

## 計画の位置付け

学校教育推進プランは、教育基本法\*第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、「綾瀬市総合計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度、以下「総合計画」という。）の個別計画に位置付けられる計画です。

本プランは、国や県の計画を参考にするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定される「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として市長と教育委員会が協議し、所定の手続きを経て策定した「綾瀬市教育大綱\*」（令和3年一部改定、以下「教育大綱」という。）と教育の方向性の共有を図った上で、具体的な施策を定めています。



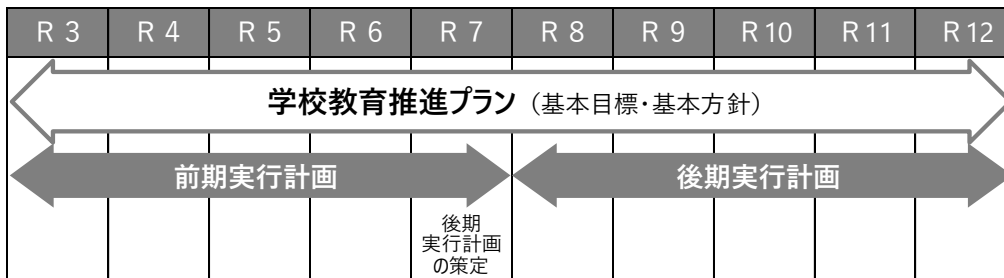
**教育基本法** 日本の教育に関する根本的・基礎的な法律。教育に関する様々な法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから、「教育憲法」「教育憲章」と呼ばれることもある。

**教育大綱** 教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地方公共団体の教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針で、総合教育会議において首長と教育委員会が協議・調整し、首長が策定する。

### 3 計画の対象期間

学校教育推進プランは、総合計画との整合性を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間を対象期間とします。さらに、本プランを着実に推進するため、計画期間を前期・後期の各5年間に分け、具体的な実行計画を定め、各施策に取り組んでいきます。

なお、社会状況の変化等により、新たに対応すべき教育課題が発生するなど、計画内容の見直しの必要が生じた場合は、計画期間中であっても適宜見直しを行います。



### 4 策定体制

学校教育推進プランは、教育長を委員長とする教育委員会内で組織した「綾瀬市教育振興基本計画策定委員会」に、学校教育分野、社会教育分野、それぞれ1名の学識経験者をアドバイザーとして迎え、策定を進めました。

また、綾瀬市社会教育委員、綾瀬市PTA連絡協議会、綾瀬市立小・中学校の各校長会へヒアリングを実施したほか、パブリックコメントを実施し、教育関係団体や市民、地域からのご意見を踏まえ、教育委員会会議での協議を経て策定しました。

### 5 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、庁内の関係部署はもちろんのこと、学校や家庭、地域、関係機関との連携を進めること、また、国や県に対し、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが重要です。

社会全体で子どもたちの育ちを支え、綾瀬の子どもたちの生きる力\*を育てていくため、こうした連携を進め、学校教育推進プランの着実な実行により教育行政の推進に取り組みます。

**生きる力** いわゆる「知・徳・体」のバランスのとれた力のことをいい、学校教育において子どもたちに身に付けさせたい力の総称。「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体（健康・体力）」などから構成される。平成29年告示の学習指導要領では、子どもたちが「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」も重視し、生きる力を育むことを目指している。



## 市長部局との連携

教育行政の推進には、教育委員会が教育行政を自らの責任と権限において管理・執行する、執行機関の役割を果たしていくことはもちろん、総合教育会議\*等を通して、市長と教育委員会が教育の方向性を共有しながら取り組むことが重要です。

本市ではこれまで、総合教育会議において少人数学級\*や英語教育、ICT\*を活用した子どもの育成等をテーマに、本市が進める教育施策の取り組み状況の共有や今後の方向性について協議を行ってきました。また、令和2年11月に開催された総合教育会議では、令和3年3月に対象期間が終了する教育大綱について、策定を進めていた学校教育推進プランの目指す方向性も踏まえた協議を行い、令和3年2月に改定されました。

また、前述の行政組織の見直しに伴い、平成29年度のスポーツに関する事務に加え、令和3年度から生涯学習施設の管理・運営や文化・芸術、文化財に関する事務を市長が管理・執行することになったことから、市長部局において、今後もスポーツ施策や生涯学習施策が着実に推進されるよう、また、引き続き教育委員会が管理する学校における体育に関する施策や社会教育施策が円滑に実施できるよう、スポーツ・生涯学習分野を始めとする関係部署や関係機関とこれまで以上に連携し、庁内の推進体制の強化を図ることにより、教育行政を推進します。



総合教育会議での協議

## 学校・家庭・地域との連携

学校が抱える課題や教育環境を的確に把握するために、学校現場とのコミュニケーションを一層図り、情報共有や意見交換を行うなど、学校と教育委員会事務局の連携を強化します。

また、各施策を具体的に進めていくため、学校のほか、保護者や地域住民等の意見やニーズを的確に把握するとともに、本市が目指す教育の方向性や施策について、家庭や地域へも広く情報発信し、教育施策への理解を進め、市民・関係機関・関係団体の積極的な参画を促し、地域全体で取組を進めます。

**総合教育会議** 首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により地方公共団体に設置された会議で、教育行政施策等について協議・調整を行う。

**少人数学級** 法律で定められている1学級当たりの人数の基準を下回る基準で編制された学級。

**ICT** 「Information and Communication Technology」の略。多くの場合、「情報通信技術」と訳される。コンピューターやインターネット等の情報通信技術のこと。

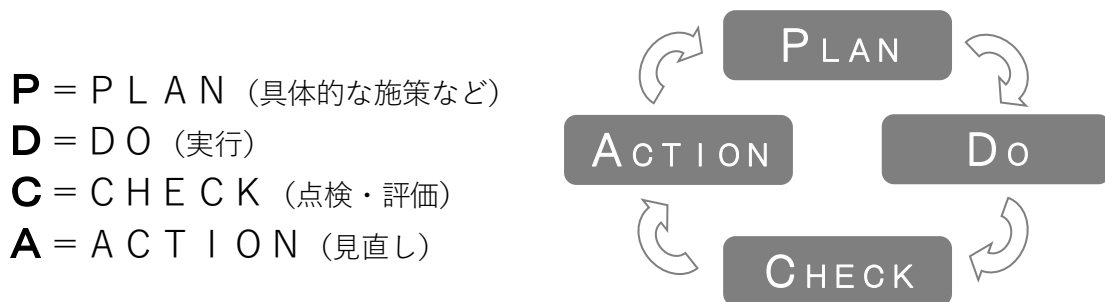
## 6 計画の進行管理

学校教育推進プランを着実に推進するためには、各事業の進捗状況・効果等の進行管理を行い、その結果を点検・評価し、必要な見直しを行うことで、効果的に事業を進めていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施している「教育委員会の権限に属する事務の点検・評価」（以下「点検・評価事業」という。）の中で、本プランで示した取組の達成状況・効果等について、教育委員会による自己点検・評価に加え、学識経験者で構成された「綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会」による検証を行うなど、多角的な視点から評価と進行管理を行います。

また、その結果に関する報告書を作成し、綾瀬市議会に提出するとともに、市の広報やホームページへの掲載などにより市民へ周知していきます。

この計画の進行管理は、「P D C Aサイクル」に「継続的改善」の考え方を基本とします。



このサイクルは、個々の事業ごとに「P⇒D⇒C⇒A」の順に回り、見直し後、再度「P」に戻り、具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

毎年実施している点検・評価事業の結果や日々の進行管理を通じて、本市の教育が目指す人間像（基本目標）を実現できるよう取組を推進します。

## Ⅱ 教育をめぐる現状と今後の課題

平成23年度から10年間を計画期間とした第1期基本計画では、10年間の本市の教育の目標、方向性として、三つの基本目標と18の施策の基本方針を定めるとともに、具体的な施策の方向や取組内容は、前期・後期の実行計画としてまとめ、教育行政を推進してきました。ここでは、後期実行計画のこれまでの取組状況と教育をめぐる現状を踏まえた本市の今後の課題をまとめています。

### 1 第1期綾瀬市教育振興基本計画（後期実行計画）の取組状況

平成29年度から4年間を計画期間とした第1期基本計画の後期実行計画では、重点的な取組が必要な44の取組（重点取組）を中心に、学校教育・生涯学習分野合わせて96の取組（再掲を含む）を位置付け、各取組を実施してきました。

各取組については、点検・評価事業において、前年度の取組状況の自己点検・評価を行うとともに、重点取組については、綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会による外部の視点からの検証も行いながら、計画を推進してきました。

平成30年度から令和2年度までの点検・評価結果では、9割を超える取組が計画どおり又は計画を上回り実行することができました。一方、実態を踏まえ計画の取組年度を変更した取組、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した取組など、計画どおり実行できなかった取組もあることから、本点検・評価結果を基に、実施方法の工夫・改善や取組の見直しを行い、学校教育推進プランに反映するものとします。

#### 【平成30年度から令和2年度までの点検・評価結果】

評 価	平成30年度 (29年度実施事業)	令和元年度 (30年度実施事業)	令和2年度 (元年度実施事業)
計画を上回り実行	2事業	1事業	0事業
計画どおり実行	42事業	40事業	39事業
計画どおり実行できなかった	0事業	3事業	5事業

## 2 教育をめぐる現状と綾瀬市の今後の課題

### 綾瀬市の将来人口と人口構造の変化

日本の人口は、平成20年をピークとして減少傾向にあり、令和12年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が総人口の3割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

総合計画における人口推計によると、本市の人口は令和2年の84,462人をピークに減少に転じ、令和12年には約3,000人減の81,523人となり、その後も減少が見込まれています。年齢別の人口比率を見ると、今後も少子高齢化が続くと見込まれ、0～14歳の人口比率が低下する一方、令和12年には65歳以上の人口比率が29.1%、75歳以上の人口比率は19.3%となり、総人口の5人に1人が75歳以上となります。小・中学校の児童・生徒数についても、令和2年5月の7,009人から、令和12年には約1,600人減の5,397人<sup>※1</sup>となり、小・中学校の小規模校化が進むことも予想されます。

また、本市では外国人市民の人口が増加する傾向にあり、令和2年5月には市民の約4.9%が外国籍<sup>※2</sup>となっています。本市では、小・中学校6校に国際教室\*を設置するなど、外国につながる子どもたちの学校生活への適応を支援していますが、平成30年5月に232人であった外国籍児童・生徒が令和2年5月には293人と、2年間で約60人増加しており、外国人市民人口と同様に増加する傾向にあることから、こうした状況にも対応できる支援体制が求められています。

※1 綾瀬市学校施設再整備方針・長寿化計画より（総合計画の人口推計を基に独自に推計）

※2 住民基本台帳人口より算出

### 急速な技術革新と情報化の進展

令和12年頃には、第4次産業革命とも言われるIoT\*やビッグデータ、人工知能（AI）等を始めとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会「Society 5.0\*」の到来が予想されており、次代を切り拓く子どもたちに、情報活用能力を始め、言語能力や数学的思考力など、これからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力を確実に育成していく必要があります。

こうした背景から、新学習指導要領では「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、その育成を図るとともに、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなど

**国際教室** 外国籍等の児童・生徒が通う教室。日本語指導協力を派遣し、日本語指導・生活適応指導・教科指導等を行い、外国籍等の児童・生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう支援している。

**IoT** 「Internet of Things」の略。コンピューターなどの情報・通信機器だけでなく、様々なモノ（家電、車、建物など）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり通信したりすることにより、相互に制御する仕組み。

**Society 5.0** サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

の情報手段を活用するために必要なICT環境の整備を図ることとされました。また、これらの整備に当たっては、感染症や災害の影響による学校の一斉臨時休業等の緊急時に教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、家庭学習のための通信機器の整備や学校からの遠隔学習機能の強化など、子どもたちの学びの保障に向けたオンライン学習環境の早急な整備も求められています。

本市では、平成22年に全小・中学校の普通教室に天吊り型プロジェクターを導入し、デジタル教科書\*を使用した授業を展開しているほか、令和元年度に国が示した、児童・生徒一人1台のタブレット端末の整備等を目指す「GIGAスクール構想\*」の実現に向け、学校のICT環境の整備を計画的に進めることとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の教育活動への影響に対応するため、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現する必要があることから、整備スケジュールを加速し、令和2年度中の児童・生徒一人1台のタブレット端末の導入を進めるとともに、オンライン教材を新たに導入するなど、ICT環境の充実に取り組んでいます。情報活用能力の育成に向けたICT環境が早期に実現することから、今後は、こうした環境を教育活動において積極的・効果的に活用するため、授業等におけるサポート体制の整備や教員の指導力の向上に取り組むほか、オンライン学習など家庭での学習への支援に向けた取組を進めていく必要があります。

また、スマートフォン等の急速な普及に伴い、高い利便性を得る一方、無料通話アプリやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、オンラインゲーム等の長時間の利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によるいわゆる「ネット依存」、SNSによるトラブルなど、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。「綾瀬市第5次教育基本調査」（平成30年実施）によると、本市においても小学校6年生の6割以上、中学生3年生では9割以上の子どもがスマートフォン等を所持しており、1日の使用時間についても、中学生で2時間30分以上の使用が4割を超えるなど、子どもたちが日常的にこれらの機器を使用している様子が伺えます。本市では、綾瀬市PTA連絡協議会と連携し、平成28年度から『「あやせ夜間ゼロ運動」～ケータイ・スマホ、ゲーム機等の夜間ゼロ運動～\*』に取り組んでいます。こうした使用実態等を踏まえ、情報社会や情報通信ネットワークの特性や影響、危険性を理解し、適切に使用するための判断力や態度を養うための情報モラル\*教育をより一層推進していく必要があります。

---

**デジタル教科書** パソコンで読み込み、紙媒体の教科書と同じ内容を電子黒板等で拡大表示し、画像を動かしたり、音声を聞いたり、書き込むことのできるデジタル化された教科書。

**GIGAスクール構想** 児童・生徒一人1台のPC端末と高速大容量通信ネットワークの一体的な整備により、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指し、令和元年12月に文部科学省が示した構想。

**「あやせ夜間ゼロ運動」～ケータイ・スマホ、ゲーム機等の夜間ゼロ運動～** メールやSNSを巡る様々な問題から子どもたちを守るため、小・中学生の携帯電話やスマートフォンの夜間の使用を控え、適切な使用を促す運動として、平成28年度から綾瀬市教育委員会と綾瀬市PTA連絡協議会が行っている取組。

**情報モラル** 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことで、「何々をしてはいけない」というような対処的なルールを身に付けるだけでなく、ルールの意味を正しく理解し、新たな場面でも正しい行動が取れるような考え方と態度を育てることが求められている。

## グローバル化の進展

情報通信技術の進展や交通手段の発達、市場の国際的な開放等を背景に、人やもの、情報など様々な分野でグローバル化が急速に進展する中、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されます。こうしたコミュニケーション能力の基礎的な力を育成する観点から、令和2年度から小学校において全面実施された新学習指導要領では、3・4年生に外国語活動が導入され、5・6年生においては外国語が教科化されました。

本市ではこれまでも、外国人指導助手（ALT\*）の配置等により、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図ってきましたが、国際社会に対応できる人材の育成を進めるため、外国語の教科化等に対応できる学校指導体制の整備等、外国語教育の充実が求められています。

## 子どもの読書活動の推進

子どもは、読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになることから、読書習慣を身に付けた子どもの育成が重要となります。さらに、新学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力の一つである「言語能力」を向上させる重要な活動として読書活動を充実させることや、学校図書館\*を計画的に利用し、その機能を活用することで、子どもの自主的、自発的な読書活動を充実することとされており、子どもの読書活動の推進やその環境整備の必要性が高まっています。

本市では、平成29年度からの全小・中学校への学校司書の配置により、学校図書館の機能充実が進み、平成29年度に月0.8冊であった一人当たりの平均貸出冊数が、令和元年度には月1.3冊となるなど、子どもたちの学校図書館の利用が少しずつ進んでいます。しかし、綾瀬市第5次教育基本調査では、平日の家庭での読書時間について、小・中学生ともに「全くしない」との回答が最も多く、中学校では5割を超えています。このため、学校司書の配置時間数の増加や学校図書館と市立図書館との連携により、子どもたちや教職員のニーズに対応し、更なる機能充実や授業での活用に取り組むとともに、児童・生徒一人1台のタブレット端末を活用し、電子書籍の利用を進めるなど、子どもたちの読書への関心が高まるよう、取組を進めていく必要があります。

ALT 「Assistant Language Teacher」の略。ネイティブ・スピーカーとして、小学校英語科・外国語活動や中学校英語科の授業の補助を行う外国人講師のこと。

学校図書館 学校図書館法の規定に基づき学校に設置されている図書館のこと。児童・生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、学習活動の支援や授業内容の理解を深めるための「学習センター」としての機能、児童・生徒や教職員の情報ニーズへの対応や児童・生徒の情報収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能を有している。

## 地域や家庭の状況の変化

近年の家庭環境の多様化に伴い、子どもの社会性・自立心の育成や基本的生活習慣\*の定着などに課題を抱える家庭が増加するとともに、地域の人々の付き合いが疎遠になるなどの地域コミュニティの弱体化が指摘されています。こうした地域のつながりの減少や少子高齢化による地域の教育力の低下、発達障がいや貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけではなく、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められています。

また、新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら未来の創り手となるために必要な資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であるとされています。この理念の実現に向けては、地域と学校の連携・協働の推進が必要であり、これらを効果的、継続的に行うコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）\*と地域学校協働本部\*、地域学校協働活動\*の一体的な推進が求められています。

本市では、これまで授業・学校行事の地域への公開や地域ボランティアの協力等により、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を行ってきましたが、学校運営協議会制度や地域学校協働活動を推進する体制の整備については、調査・研究段階であり、学校運営協議会の設置には至っていません。また、子どもたちの地域での活動については、地域行事への参加が、小学校6年生は5割半ば、中学校3年生では3割半ば※と、全国をかなり下回っていることから、地域全体で子どもたちの成長を支えるための活動の推進に向けた取組を進めていく必要があります。

※令和元年度全国学力・学習状況調査結果

## 学校における働き方改革

今日の学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学習指導のほか、学校に求められる役割も拡大し、平成30年9月に公表された「教員勤務実態調査」（平成28年度・文部科学省）の結果からも教員の長時間勤務といった厳しい勤務実態が改めて明らかになりました。平成31年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がとりまとめられると、学校における働き方改革を強力に推進するため、文部科学省に「学校における働き方改革

**基本的生活習慣** 挨拶をすることや時間・約束を守ることなど、人としてのあらゆる態度や行動の基礎となるもので、個々の生き方についての自覚を深めるような習慣や態度などの行動様式のこと。

**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている合議制の機関で、教育委員会が学校や地域の実情に応じて設置することができる。一定の権限を有しており、学校運営の基本方針の承認や学校運営・教職員の任用に関して、教育委員会等に意見を述べるができる。

**地域学校協働本部** 多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、平成27年の中央教育審議会の答申で提言されたもの。

**地域学校協働活動** 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

推進本部」が設置されるとともに、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月）が策定されました。

本市では、早くから市費事務嘱託員を全小・中学校に配置するとともに、平成29年には校務支援システムを導入するなど、教員の事務負担の軽減に取り組んでいるほか、同ガイドラインに示された取組を進めるため、夏季休業期間中における学校閉庁日の設定（令和元年度～）や、平日夜間や土日祝日等の電話対応を留守番電話による対応とする（令和2年度～）など、休暇取得の推進や業務負担の軽減による教員の心身の健康の保持、増進を図っています。

令和元年12月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、同ガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされるなど、働き方改革のより一層の推進が求められていることから、出退勤管理システム等による勤務時間の管理や業務時間の上限の徹底、ストレスチェックや医師による面接指導等の労働安全衛生管理体制の充実により、学校における働き方改革をより一層進めていく必要があります。

## 学校施設の再整備・長寿命化

本市では、昭和40年～50年代の人口急増期に合わせて、行政サービスの充実のため、文化会館や図書館、地区センターといった生涯学習施設や学校など、多くの公共施設を整備してきました。このため、現在、多くの施設が建築後30年以上を経過し、建物の老朽化や設備の不具合等が顕在化していますが、人口減少と少子高齢化の進行による市税収入の伸び悩みや扶助費\*の増加等により、厳しい財政運営が見込まれる中で、施設の修繕や更新のための費用の確保が課題となっています。本市では、これらの課題を解決するため、平成27年度に「綾瀬市公共施設マネジメント基本方針\*」を、また、この基本方針を推進するため、個々の施設の集約・複合化や長寿命化等、今後の中長期間の具体的な再編の方向性を定める「綾瀬市公共施設再編計画」を令和3年2月に策定しています。

学校施設については、建物の老朽化等に加え、少子化などの社会状況や教育内容・教育方法等の多様化、防災機能の強化、バリアフリー、環境への配慮等、学校施設へのニーズが時代とともに変わり、必要な機能を十分維持できなくなりつつあります。また、従来と同様に、建築後50年程度で建て替えを行った場合、本市では多くの学校施設が今後15年程度の間建替え時期を迎えることとなり、財政上の大きな負担となります。こうした課題を解決し、学校施設と教育に求められる環境を将来にわたり維持し続けるため、綾瀬市公共施設マネジメント基本方針の個別施設計画である「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」（以下「学校施設再整備方針・長寿命化計画」という。）を令和3年2月に策定し、今後はこの計画を基に、既存施設の長寿命化に向けた改修工事等を進めるとともに、適正規模・適正配置等について検討していきます。

**扶助費** 社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対して行う支援に要する経費。

**綾瀬市公共施設マネジメント基本方針** 国で策定している「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、地方公共団体で策定する必要がある行動計画（公共施設等総合管理計画）として、平成28年3月に策定された公共施設の在り方に対する基本的な方針。



## 新型コロナウイルス感染症対策と学びの保障

国からの要請を受け、令和2年3月から約3か月の長期にわたって、全国的に学校の臨時休業措置が採られるなど、新型コロナウイルス感染症の影響により今まで経験をしたことのない状況に置かれる中、これまで当たり前のように行ってきた教育活動をどのように継続し、子どもたちの学びを保障していくのか、その対応が求められています。

本市においても、令和2年3月3日から5月31日までの間、市内小・中学校の一斉臨時休業を実施するとともに、学校再開後も分散登校や行事の中止・縮小、授業時数確保のための夏季・冬季休業期間の短縮など、現在も教育活動への影響が続いています。

こうした中、教育活動を継続するため、感染症対策に必要な備品等の整備、スクール・サポート・スタッフ\*の配置による校内の清掃や消毒等、学校の感染症対策に取り組んでいますが、感染収束は見通せず、長期的な対応を求められることが見込まれています。社会全体が長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ち、少人数学級等の実施による身体的距離の確保など、新しい時代の学びを支える環境の整備のほか、学習内容や活動内容の工夫、子どもたちの不安や悩みの早期発見・対応等、様々な対策を行いながら、子どもたちの健やかな学びを保障していくことが重要です。

このような感染症や災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童・生徒一人1台の配備となるタブレット端末や新たに導入したオンライン教材等のICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できるよう、インターネット環境が整っていない家庭に対する支援や学校へのICT学習支援員の配置等、ハード・ソフトの両面から環境整備を進めるとともに、感染症対策に継続的に取り組み、感染防止策と教育活動の両立を図っていく必要があります。

---

スクール・サポート・スタッフ 教員のサポートのため、学習プリントの印刷や配付準備、授業準備・採点業務の補助等を行う会計年度任用職員。



## Ⅲ 計画の構成

学校教育推進プランは、第1期基本計画と同様に、今後10年間の本市の教育の目標、方向性として、「基本目標」と「基本方針」を定めるとともに、具体的な施策の方向や取組内容については、前期・後期の各5年間の計画期間とした「実行計画」を策定します。

### 1 基本目標

本市の教育が目指す、人づくりの基本的方向（綾瀬の教育が目指す人間像）を基本目標として定めています。第1期基本計画では、市民共通の目指すべき姿（基本目標）に加え、学校教育と生涯学習の分野ごとに基本目標を定め、三つの基本目標を定めていましたが、教育大綱の策定により、本市の教育全体の基本理念や目標が定められたこと、また、前述の生涯学習課の市長部局への移管を踏まえ、生涯学習施策については、新たな計画を策定する予定であることから、学校教育推進プランでは、教育大綱の基本理念等につながる目標として、学校教育の推進により目指す人間像を基本目標として設定することとしました。

この基本目標については、本市の教育の方向性は大きく変わっていないことから、次のとおり第1期基本計画で示した学校教育分野の基本的方向を、引き続き基本目標として定めます。

～人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども～

子どもたちが自ら学び・考え・行動することができ、豊かな心と希望、そして社会の一員としての自覚を持って、たくましく成長していくことが望まれます。

### 2 基本方針

第1期基本計画では、前綾瀬市総合計画「新時代あやせプラン21」の施策体系を基本として、施策レベルでの基本的な考え方や方向性を学校教育分野、生涯学習分野それぞれ9の基本方針として定めていました。

学校教育推進プランでは、第1期基本計画策定から10年間の社会状況の変化や新たな教育課題、本市の現状や課題を踏まえた見直しを行いました。現代の教育課題は、学校や家庭、地域が一体となって取り組む必要があるものも多く、分野にとらわれず一体的に進めることが重要であることから、生涯学習施策と連携しながら取り組む基本方針も新たに設定し、6の基本方針にまとめ、施策レベルでの基本的な考え方を示しています。

「Ⅳ 基本方針」では、基本方針ごとに本市の現状と課題をまとめるとともに、これらを踏まえ、基本目標を実現するための今後10年間の方向性と具体的な取組を示しています。なお、各

取組の区分等については、取組名に次のとおり併記しています。

重点取組：【重点】                      総合計画の戦略プロジェクト：【戦略P】  
 新たな取組：【新規】

### 3 実行計画

学校教育推進プランを着実に推進するため、計画期間を前期・後期に分け、前期5年間の具体的な取組内容を示した前期実行計画を策定します。前期実行計画では、各基本方針のより具体的な方向性を「施策の方向」として示し、施策の方向ごとに具体的な取組（事業）を位置付けます。また、これらの取組のうち、基本目標を実現するために重点的な取り組みが必要な事業は「重点取組」として位置付けるとともに、総合計画の「戦略プロジェクト」に関連する事業についても、市全体で進めていく必要がある重要な取組であることから、重点的に取り組みを進めていきます。

### 4 体系図



## Ⅳ 基本方針

### 基本方針

#### 1

## 確かな学力を育む教育の推進

### 1 現状と課題

#### 現 状

きめ細かな指導や学力の向上を図るため、小・中学校における少人数学級・少人数指導\*を実施しているほか、情報の収集・選択・活用能力を育成するため、小学校4年生から中学校3年生までの全学級に新聞を配架するとともに、学校司書の配置等により、学校図書館機能の充実を進めています。

また、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程の編成による系統的な教育を目指し、令和2年度から1中学校区で綾瀬市型小中一貫教育\*を試行しています。

さらに、子どもたちにこれからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力の一つである「情報活用能力」を育成するため、教員のICT活用指導力の向上や、オンライン教材の導入によるICT機器を活用した学習活動に取り組んでいるほか、ALTとのコミュニケーションを通して外国語への関心を高めるなどの国際理解教育を推進しています。

#### 課 題

少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安全・安心な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現するため、小学校の学級編制の標準を35人に引き下げる法改正が行われ、令和7年度までに小学校全学年における少人数学級が実現しますが、国による段階的な実施まで、引き続き本市が独自に実施する小学校4年生までの少人数学級に取り組むとともに、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことで、少人数によるきめ細かな指導を推進し、学力の向上に取り組む必要があります。

また、綾瀬市型小中一貫教育の推進については、令和2年度の試行について十分な検証を行い、乗り入れ授業以外の取組や全小・中学校での実施に向けた検討を進める必要があります。

そのほか、児童・生徒一人1台のタブレット端末の整備スケジュールの前倒しにより、ICT

**少人数指導** 一つの学級を少人数のグループに分け、グループごとに授業を行うことや、一つの学級の授業を複数の教員が協同して指導を行うチームティーチングのこと。

**小中一貫教育・綾瀬市型小中一貫教育** 小・中学校が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す「小中連携教育」のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。綾瀬市型小中一貫教育は、この小中一貫教育について、「どの小学校から中学校へ進学しても系統性のある教育が受けられるよう、中学校区ごとではなく、市全体での一貫教育」を目指し、本市が進めている取組。この取組の推進のため、令和元年度に「綾瀬市型小中一貫教育モデル」を策定した。

環境の整備が急速に進むことから、これらの積極的な活用に向けた取組や教員のICT活用指導力の向上や国際理解教育の推進を図る取組を着実に進め、これからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力を育んでいく必要があります。

## 2 基本目標の実現に向けて

少人数学級や少人数指導の実施により、きめ細かな指導を行うとともに、学校図書館機能の更なる充実を図り、読書活動を推進することにより、子どもたちの学力の向上を目指します。また、綾瀬市型小中一貫教育の各取組を進め、9年間を通じた教育課程の編成による系統的な教育を推進するほか、情報活用能力の育成や国際理解教育の推進により、これからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力を育みます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向1-1 一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実

- ▶ きめ細かな指導の推進
- ▶ 小・中学校における読書活動の推進 【重点】
- ▶ 教員用教科書・指導書の整備

#### 施策の方向1-2 学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進

- ▶ 小中一貫教育の推進 【重点】
- ▶ 幼・保・小連携\*の推進
- ▶ 魅力ある学校づくりの推進

#### 施策の方向1-3 グローバル化・情報化に対応した教育の推進

- ▶ 教育の情報化の充実 【重点】
- ▶ 外国語（英語）教育の充実 【新規】

幼・保・小連携 障がいのあるなしにかかわらず、保育所・幼稚園・認定こども園から小学校までの異校種間の円滑な連携により、子どもたちが学校生活に適應できるように支援する取組のこと。

## 基本方針 2

# 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

## 1 現状と課題

### 現 状

豊かな心の育成のため、いじめ・暴力行為等の早期発見や子どもの心の状況把握等のためのスクールアンケート、教員の指導力向上のための研修会等を実施し、いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいるほか、子どもたちの健やかな成長を支えていくため、家庭・地域との連携を図るとともに、教職員の人権意識の向上や知識習得のための研修会を開催するなど、人権教育に取り組んでいます。

また、子どもたちの心身の健全な発達のため、中学校までの完全給食の実施や栄養教諭\*等による食育指導\*、学校保健安全法\*に基づく定期健康診断や就学時健康診断を実施しているほか、平成30年度に「綾瀬市中学校部活動方針」を策定し、部活動の適切な運営に取り組んでいます。

そのほか、特別の教科 道徳や総合的な学習の時間\*、各教科の学習の中で、全ての人々が平等に、平和に、幸せに暮らしていくことの大切さや、環境保全の問題、社会福祉の在り方などを取り扱い、SDGs\*の理解を広げる学習に取り組んでいます。

### 課 題

いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応に引き続き取り組むとともに、問題行動等の発生時に担任や学校が問題を抱え込むことのないよう、スクールカウンセラー\*・スクールソーシャルワーカー\*の活用や関係機関との情報交換等を積極的に行うことができる体制を整えるほか、豊かな心を育むため、家庭・地域との連携や人権教育を推進する必要があります。

また、子どもたちの体力づくりや心身の健全な発達のため、運動や食育\*等の指導、部活動の充実、安全・安心な給食の提供、学校保健安全法\*に基づく定期健康診断や就学時健康診断を着実に実施する必要があります。

**栄養教諭** 学校における食に関する指導を充実し、児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養の指導・管理をつかさどる教員のこと。平成17年4月から新たに設置された。

**食育指導** 児童・生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、知識を正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に結び付け、健康な生活を送る基礎を培うことを目標とした指導。

**学校保健安全法** 児童・生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、保健管理に関することや児童・生徒等の安全の確保が図られるよう、学校の安全管理に関して定められている法律。平成20年に「学校保健法」から改称された。

**総合的な学習の時間** 児童・生徒が自発的に教科の枠を越えた横断的・総合的な課題学習を行う時間で、「総合学習」とも言われる。学習指導要領が適用される学校（小・中・高等・中等教育・特別支援学校）で平成12年から段階的に始められた。

**SDGs** 「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略。平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標。「地球上の誰一人として取り残さない社会」の実現を目指し、17の目標と169の達成基準から構成されている。

**スクールカウンセラー** 児童・生徒、保護者、教職員の相談に応じ、その心理的な解決を図ることを目的として派遣している。特に初等中等教育を行う学校においては、学校カウンセラーなどと呼ばれることもある。

**スクールソーシャルワーカー** 教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者。問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決を図る。

**食育** 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。食育基本法では、生きる上での基本とされ、知育・道徳・体育の基礎となるべきものと位置付けられている。

SDGsの達成に向けた取組については、各取組と教育活動の関連について、教員の理解が十分とは言えないことから、指導主事による新学習指導要領の内容説明や指導助言の場において、SDGsの理解を進めていく必要があります。

## 2 基本目標の実現に向けて

いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、豊かな心を育成するため、道徳的な実践力の育成や家庭・地域との連携、人権教育を推進します。

また、子どもたちの体力づくりや心身の健全な発達のため、運動や食育等の指導、定期健康診断等の実施、安全・安心な給食の提供のほか、教育活動の様々な場面において、SDGsの達成に向けた取組や授業の実践を進めます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向2-1 豊かな心の育成

- ▶ 心の教育の推進
- ▶ 人権教育の推進
- ▶ 児童・生徒指導の充実 【重点】
- ▶ 学級集団アセスメント\*の実施

#### 施策の方向2-2 健やかな体の育成

- ▶ 健康教育の充実
- ▶ 食育指導の推進
- ▶ 児童・生徒の健康管理
- ▶ 部活動の振興

#### 施策の方向2-3 持続可能な世界を実現するための教育の推進

- ▶ 環境問題への取組
- ▶ 人権教育の推進（再掲）

#### 施策の方向2-4 安全・安心な学校給食の提供

- ▶ 安全・安心な学校給食の実施
- ▶ 食育指導の推進（再掲）

**学級集団アセスメント** 質問紙によって学級集団及び個人の状況を測定するツールのこと。学級の所属感を見るための「学級満足度尺度」と友人関係や学習の意欲などを見るための「学校生活意欲尺度」、個人の社会性獲得度を見るための「ソーシャルスキル尺度」により学級・個人の状況が示される。

## 基本方針 3

# 支援教育の充実

## 1 現状と課題

### 現 状

教育上配慮を必要とする子どもたちや外国につながる子どもたちへの適切な指導や支援を行うため、就学指導相談員\*による巡回相談や就学指導委員会の開催、介助員\*・看護介助員の配置や学習支援者\*、日本語指導協力者\*の派遣、ことばの教室（言語通級指導教室）\*や国際教室の設置、音声翻訳システム用タブレットの配置等により、学校生活への適応を支援しています。

また、多様化・複雑化する子どもたちの課題の改善や解決のため、スクールカウンセラーの全小学校への派遣やスクールソーシャルワーカーの全小・中学校への派遣といった相談・支援体制を整備しているほか、登校困難な子どもたちに対して、集団生活への適応を高め、社会的自立を支援するため、教育支援教室（ルピナス教室）\*を開室し、学習やスポーツ、調理や工作などの活動を行うとともに、教育相談員が教育支援教室に通室できない子どもたちへの家庭訪問を行うなど、定期的・計画的な訪問相談を行っています。

### 課 題

教育上配慮を必要とする子どもたちや外国につながる子どもたちが年々増加していますが、必要な指導・支援体制が維持できるよう、介助員や学習支援者等の人材や配置・派遣のための財源を確保するとともに、ことばの教室や国際教室を適切に運営していく必要があります。

また、子どもたちが抱える課題の要因や背景を把握し、改善・解決につなげるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、支援体制の充実を図るとともに、教育支援教室に通室できない子どもたちに対する訪問型支援も積極的に進めていく必要があります。

**就学指導相談員** もみの木園や保育所・幼稚園などに出向き、障がい児に関する情報収集や就学に関する相談を行う相談員。就学に関する専門的視点からのアドバイスのほか、通常の学級に在籍する教育上配慮を必要とする児童・生徒の保護者の相談にも対応している。

**介助員** 支援を要する児童・生徒の教室移動や食事・着替え・トイレの介助のために配置している会計年度任用職員。

**学習支援者** LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性症候群）的傾向、その他の教育上配慮を要する児童・生徒の学習援助、いじめや不登校などの心の悩みに対する児童・生徒指導の支援のため、本市が独自に派遣している教員資格保有者等。

**日本語指導協力者** 外国籍等の児童・生徒への学習支援や日本語指導、学校連絡や相談の通訳・翻訳等を行う協力者。外国語と日本語が堪能な者を、外国籍等の児童・生徒が多く在籍する学校を中心に派遣している。

**ことばの教室（言語通級指導教室）** 軽度の言語障がいの児童に対し、障がいに伴う困難の改善や克服のための指導を行う教室。学区の通常の学級に在籍しながら学べるよう、本市では小学校4校に設置している。

**教育支援教室（ルピナス教室）** 主に心理的な要因により登校困難な状態にある児童・生徒に対して、集団生活への適応を促し、社会的自立を支援するための通室制の教室。在籍校と連携を図りつつ、個別の教科指導・カウンセリング・集団活動等を組織的・計画的に行っている。



## 2 基本目標の実現に向けて

教育上配慮を必要とする子どもたちへの適切な指導・支援のため、巡回相談や就学指導委員会における適切な就学先の協議、介助員や学習支援者等の配置・派遣、ことばの教室や国際教室の適切な運営等により、学校生活への適応支援を進めます。

また、子どもたちが抱える課題の解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの連携による支援体制の整備や登校困難な子どもたちの社会的自立を支援するための積極的な訪問型支援を進めます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向3-1 多様な教育的ニーズへの支援

- ▶ 児童・生徒の就学支援の充実
- ▶ 介助員・看護介助員の配置
- ▶ ことばの教室（言語通級指導教室）の運営
- ▶ 学習支援者の派遣
- ▶ 外国につながるのある児童・生徒への支援 【重点】

#### 施策の方向3-2 教育相談体制の充実

- ▶ スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携
- ▶ 教育支援教室の訪問相談の実施

基本方針  
4

教職員の資質向上と教育指導環境の充実

## 1 現状と課題

### 現 状

課題解決力の向上や今日的な教育課題の自主的な研究を推進するため、研修会の実施や大学教授等からの指導による研究の推進により、教職員の資質の向上に取り組んでいます。

また、教員の厳しい勤務実態を踏まえ、これまでの働き方を見直し、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、市費学校事務嘱託員等の学校を支える人員の配置や校務支援システムの活用等による事務負担の軽減のほか、夏季休業期間中の学校閉庁日の設定により休暇を取得しやすい環境を整備するなど、長時間勤務の改善に向けた取り組みを進めています。

### 課 題

新たな教育課題や経験の浅い教員の増加に対応するため、研修会の充実や大学教授等からの指導による研究の推進を図ることなどにより、引き続き、教職員の資質の向上を図る必要があります。

また、本市の教育のあゆみを考察するとともに、今後の本市の教育の充実・発展に資するため、「綾瀬市教育史（平成史）」の編集を進める必要があります。

本市においても、教員の長時間勤務が常態化していることから、労働安全衛生管理体制の充実や学校を支える人員体制の整備、校務支援システムの活用などにより、教員の厳しい勤務実態の改善を着実に進めていく必要があります。

## 2 基本目標の実現に向けて

---

教職員の資質の向上を図るため、研修会の充実や今日的な教育課題の研究を推進するとともに、大学教授等の学校への派遣による授業改善を進めます。

また、教員の長時間勤務等の厳しい勤務実態の改善を着実に進めるため、労働安全衛生管理体制の充実や学校を支える人員体制の整備、校務支援システムの活用を進めます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向4-1 教職員の研究・研修の充実

- ▶ 教職員の研修の充実
- ▶ 教職員の教育研究の推進
- ▶ 授業改善の推進
- ▶ 綾瀬市教育史（平成史）の編集と刊行 【新規】

#### 施策の方向4-2 学校における働き方改革の推進

- ▶ 学校における働き方改革の推進 【重点／新規】

## 基本方針 5

# 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

## 1 現状と課題

### 現 状

学校敷地内への防犯カメラの設置や緊急事案発生時連絡用の携帯電話の配備、メール配信による防犯情報の提供やPTA・地域の協力による登下校時の見守り、安全パトロール車による巡視、関係機関等との連携による通学路合同点検の実施など、防犯・安全対策に取り組んでいます。

また、本市の学校施設は、昭和40年代から50年代にかけての人口急増期に集中的に建設され、老朽化が進むとともに、教育内容の多様化や防災機能の強化など学校施設のニーズが時代とともに変わり、必要な機能を十分維持できなくなりつつあることから、学校施設の計画的な改築、長寿命化改修に向け、令和3年度からを計画期間とする「学校施設再整備方針・長寿命化計画」を策定しました。

このほか、教室常設型プロジェクターの導入によるデジタル教科書を使用した授業の実施、学校のネットワーク環境の整備、児童・生徒一人1台のタブレット端末の導入といった、これからの社会を生きていく上で基盤となる資質・能力の育成に必要なICT環境の整備や、「新しい生活様式」を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策、就学援助の実施等の保護者の経済的負担の軽減による教育の機会均等を保障する取組等、子どもたちの学びを支える教育環境の充実に向け取り組んでいます。

### 課 題

子どもたちが安全で安心な環境で学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、引き続き安全対策に取り組むとともに、老朽化が進む学校施設の効果的・効率的な長寿命化対策や適正配置により、学校施設へのニーズに対応したより良い学習・生活環境を確保するため、学校施設再整備方針・長寿命化計画に基づく計画的な改築や長寿命化改修を進める必要があります。

ICT環境については、児童・生徒一人1台のタブレット端末の整備が進むことから、学校での利用のほか、家庭学習での活用に向けた環境整備を検討するとともに、管理する機器の台数が大幅に増加するため、ICT学習支援員の配置など、授業等で円滑に利用するためのサポート体制の整備や、ICT機器等の老朽化により教育活動に支障が生じないように、整備計画に沿って適切な時期に機器等の更新を行う必要がありますが、計画的整備・更新に当たっての特定財源\*の確保が課題となっています。

**特定財源** 使途が特定されており、他には使えない財源（収入）のことで、国からの補助金などが代表的なもの。

また、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況の中、教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障するため、新しい生活様式を踏まえた学校の衛生管理の徹底により、感染症対策と子どもたちの学びの保障の両立を図っていく必要があります。

## 2 基本目標の実現に向けて

子どもたちが安心して学習や部活動等の学校生活を送ることができるよう、学校施設再整備方針・長寿命化計画に基づく学校施設の整備を始め、通学路等の防犯・安全対策、教育の機会均等を確保するための経済的支援を進めるとともに、効果的な授業の実施と円滑な学校運営を支援するため、学校備品やICT機器等の計画的な更新により、学習環境の整備・更新を進めます。



### 施策の方向と具体的な取組

#### 施策の方向5-1 児童・生徒の安全対策の推進

- ▶ 児童・生徒の安全対策の充実
- ▶ 宿泊行事への看護師等の配置

#### 施策の方向5-2 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進

- ▶ 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進【戦略P／新規】

#### 施策の方向5-3 学習環境の充実

- ▶ 学校ICT環境の充実【重点】
- ▶ 教材等消耗品・備品の購入
- ▶ 校務作業員\*の配置
- ▶ 学校環境衛生管理の徹底
- ▶ 就学等のための経済的支援

**校務作業員** 学校の修繕、清掃、花木の手入れ及び美化等の施設維持管理を行うため、市内全小・中学校に配置している会計年度任用職員。

基本方針  
6

学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実

1 現状と課題

現 状

地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進するため、地域への小・中学校の基本情報の提供や授業・学校行事の公開のほか、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的推進に向け、コミュニティ・スクール設置に向けた調査・研究を進めています。また、家庭・地域の理解と協力を得ながら学校づくりを進めるため、学校評価\*を実施しています。そのほか、地域の身近な活動拠点や生涯学習・スポーツ等の活動の場として、学校教育に支障のない範囲で地域や登録団体に学校施設を開放しています。

課 題

新学習指導要領の理念にある「社会に開かれた教育課程」を実現するため、コミュニティ・スクールの設置を進め、地域学校協働活動との一体的推進に取り組む必要があります。また、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの学びを充実するためには、活動後の評価を行い、次の取り組みにつなげていくことが重要であることから、家庭・地域へ学校の教育活動を広く周知するとともに、引き続き学校評価を実施し、教育活動の改善を図っていく必要があります。

2 基本目標の実現に向けて

地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組むとともに、学校評価の実施により、家庭・地域の理解と協力を得ながら学校づくりを進めます。



施策の方向と具体的な取組

施策の方向 6-1 開かれた学校づくりの推進

- ▶ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進【重点】
- ▶ 学校評価の実施
- ▶ 学校開放の実施

**学校評価** 学校の自主性・自律性が高まる中で、学校が学校教育目標の達成を目指し、その教育活動等の成果について検証・評価し、学校運営の改善と教育水準の向上に努める取組のこと。

# 実 行 計 画 編



## Ⅰ 前期実行計画

「綾瀬市学校教育推進プラン前期実行計画」は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、各基本方針のより具体的な方向性を「施策の方向」として示し、施策の方向ごとに本市の現状と課題を分析しています。

こうした現状や課題を踏まえ、基本目標を実現するために重点的に取り組むことが必要な事業を「重点取組」として位置付け、年度別の取組と事業量を「年度別目標」として設定するとともに、前期実行計画期間終了時の目標を「5年後の目標」として示しています。

また、「綾瀬市総合計画」の「戦略プロジェクト」に関連する事業についても、市全体で進めていく必要のある重要な取組であることから、重点取組と同様に年度別目標と5年後の目標を設定しています。

そのほか、新たに取り組む事業については、その内容を具体的に示すため、「新規取組」として年度別の取組と事業量を、そのほかの取組については、「その他取組」として事業の概要と主な取組を掲載しています。なお、複数の基本方針に位置付けが必要な取組については、最も関連が深い基本方針へ位置付けたものを「本掲」とし、その他の基本方針へ位置付けたものを「再掲」と表記しています。

### 取組一覧

取組数 41事業（再掲の2事業を除く）

【内訳】 重点取組（重点）：8事業

総合計画戦略プロジェクト関連取組（戦略P）：1事業

その他取組（空欄）：32事業（再掲の2事業を除く）

No.	取組	区分	取組名	所管課	頁
<b>基本方針1 確かな学力を育む教育の推進</b>					
1-1 一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実					30
1		継続	きめ細かな指導の推進	学校教育課	32
2	重点	拡充	小・中学校における読書活動の推進	教育指導課	31
3		継続	教員用教科書・指導書の整備	教育指導課	32
1-2 学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進					33
4	重点	拡充	小中一貫教育の推進	教育指導課	34
5		継続	幼・保・小連携の推進	教育指導課	35
6		継続	魅力ある学校づくりの推進	教育指導課	35
1-3 グローバル化・情報化に対応した教育の推進					36
7	重点	拡充	教育の情報化の充実	教育研究所/教育指導課	37
8		新規	外国語（英語）教育の充実	教育指導課	38



No.	取組	区分	取組名	所管課	頁
<b>基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</b>					
2-1 豊かな心の育成					39
9		継続	心の教育の推進	教育指導課	41
10		継続	人権教育の推進	教育指導課	41
11	重点	継続	児童・生徒指導の充実	教育指導課	40
12		継続	学級集団アセスメントの実施	教育研究所	41
2-2 健やかな体の育成					42
13		継続	健康教育の充実	教育指導課	43
14		継続	食育指導の推進	教育指導課/学校教育課	43
15		継続	児童・生徒の健康管理	教育指導課/学校教育課	43
16		継続	部活動の振興	教育指導課	43
2-3 持続可能な世界を実現するための教育の推進					44
17		継続	環境問題への取組	教育指導課/教育研究所	45
-	No.10再掲	継続	人権教育の推進	教育指導課	45
2-4 安全・安心な学校給食の提供					46
18		継続	安全・安心な学校給食の実施	学校教育課	46
-	No.14再掲	継続	食育指導の推進	教育指導課/学校教育課	46
<b>基本方針3 支援教育の充実</b>					
3-1 多様な教育的ニーズへの支援					47
19		継続	児童・生徒の就学支援の充実	教育指導課	49
20		継続	介助員・看護介助員の配置	教育指導課	49
21		継続	ことばの教室（言語通級指導教室）の運営	教育指導課	49
22		継続	学習支援者の派遣	教育指導課	49
23	重点	継続	外国につながるのある児童・生徒への支援	教育指導課	48
3-2 教育相談体制の充実					50
24		継続	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携	教育研究所	51
25		継続	教育支援教室の訪問相談の実施	教育研究所	51
<b>基本方針4 教職員の資質向上と教育指導環境の充実</b>					
4-1 教職員の研究・研修の充実					52
26		継続	教職員の研修の充実	学校教育課/教育指導課/教育研究所	54
27		継続	教職員の教育研究の推進	教育指導課/教育研究所	54
28		継続	授業改善の推進	教育指導課	54
29		新規	綾瀬市教育史（平成史）の編集と刊行	教育研究所	53
4-2 学校における働き方改革の推進					55
30	重点	新規	学校における働き方改革の推進	学校教育課/教育総務課	56
<b>基本方針5 子どもたちの学びを支える教育環境の充実</b>					
5-1 児童・生徒の安全対策の推進					57
31		継続	児童・生徒の安全対策の充実	教育総務課/学校教育課/教育指導課	58
32		継続	宿泊行事への看護師等の配置	教育指導課	58
5-2 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進					59
33	戦略P	新規	学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進	教育総務課	60
5-3 学習環境の充実					61
34	重点	拡充	学校ICT環境の充実	教育総務課	62
35		継続	教材等消耗品・備品の購入	教育総務課	63
36		継続	校務作業員の配置	教育総務課	63
37		継続	学校環境衛生管理の徹底	教育総務課/教育指導課	63
38		継続	就学等のための経済的支援	学校教育課	63
<b>基本方針6 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実</b>					
6-1 開かれた学校づくりの推進					64
39	重点	拡充	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	教育指導課	65
40		継続	学校評価の実施	教育指導課	66
41		継続	学校開放の実施	教育総務課	66

基本方針  
1

確かな学力を育む教育の推進

施策の方向  
1-1

一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実

少人数学級や少人数指導によるきめ細かな指導に取り組むとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成するため、学校図書館の機能の充実を図るなど、子どもたちの確かな学力の育成に取り組めます。

## 1 現状と課題

### 現 状

- 平成29年度に小学校4年生まで拡充した少人数学級（35人以下学級）の実施や高学年への少人数指導、中学校の英語、数学における少人数指導の実施により、きめ細かな指導による確かな学力の育成に取り組んでいます。
- 司書教諭と学校司書、学校図書館と市立図書館の連携による配本や団体貸出を始め、平成29年度に導入した蔵書管理システムによる蔵書の管理や子どもたちの読書記録の管理等により、学校図書館の機能の充実に取り組んでいます。
- 時事問題等、日々の社会情勢などに触れることで、情報の収集・選択・活用能力を育成するため、令和2年度から小学校4年生以上の全学級に子ども新聞や中高生新聞を配架しています。
- 教員がより良い授業を行うことができるよう、教員用の教科書・指導者用デジタル教科書・指導書を整備しています。



学校図書館（中学校）

### 課 題

- 教科担任制である中学校では、少人数指導を実施している教科の教員免許を所有している非常勤講師の継続的な確保が課題となっています。
- 少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安全・安心な教育環境とICT等の活用による新たな学びを実現するため、小学校の学級編制の標準を35人に引き下げる法改正が行われ、令和7年度までに小学校全学年における少人数学級が実現しますが、国による段階的な実施まで引き続き少人数学級を実施するとともに、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行いながら、確かな学力の育成のためのきめ細かな指導に取り組んでいく必要があります。

- 子どもたちや教職員のニーズへの対応、授業での活用の促進等、学校図書館の充実を進めるため、学校司書の配置時間数を増加する必要がありますが、財源の確保が課題となっています。
- 令和3年4月より生涯学習課が市長部局へ移管されることから、学校図書館の機能充実や授業における図書の活用を進めるため、市立図書館との連携に加え、部局間の連携も十分に図っていく必要があります。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.2	小・中学校における読書活動の推進		区分	拡充	所管課	教育指導課
重点取組						
概要	子どもたちの読書活動の推進による確かな学力の向上を図るため、学校司書を配置し、市立図書館との連携等により、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を充実するとともに、新聞を配架し、情報の収集・選択・活用能力の育成を推進します。					
年度別取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R3	①学校司書の配置 ②新聞の配架 ③図書担当教諭と学校司書の資質向上のための研修の実施 ④市立図書館との連携 ⑤蔵書管理システムの更新	①全小・中学校 各1名（4h/日） ②小学校4年生～中学校3年生 全クラス ③年3回 ④配本：全小学校 団体貸出：全中学校 学校訪問：全小・中学校 ⑤全小・中学校			
	R4	①～④同上	①全小・中学校 各1名（5h/日） ②～④同上			
	R5	①～④同上	①～④同上			
	R6	①～④同上	①～④同上			
	R7	①～④同上	①～④同上			
5年後の目標	学校司書の配置時間数の増や研修の実施、市立図書館との連携を進め、令和2年度実績と比較し、学校図書館の利用、授業での活用、団体貸出の利用実績の増を目指します。					

### 3 その他取組

取組No.1	きめ細かな指導の推進	区分	継続	所管課	学校教育課
概要	きめ細かな指導ができるよう、非常勤講師を配置し、小学校4年生までの少人数学級（35人以下学級）や小・中学校における少人数指導を実施します。				
主な取組内容	小学校における少人数学級や少人数指導の実施				
	中学校における少人数指導（英語・数学）の実施				

取組No.3	教員用教科書・指導書の整備	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	教員の指導力の向上を図り、より良い授業を行うことができるよう、教員用教科書・指導者用デジタル教科書・指導書を整備します。				
主な取組内容	学級・教員の増、特別支援学級*・少人数学級等の変更に伴う教員用教科書・指導書の購入				
	教科書の改訂に伴う教員用教科書・指導者用デジタル教科書・指導書の購入				



中学校における少人数指導



教員用教科書・指導書

**特別支援学級** 知的障がいや発達障がい等の教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導を行うことを目的として設置される学級。

施策の方向  
1-2

## 学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進

各校の特色を生かした魅力ある学校づくりに取り組むとともに、授業スタイルの共通化や乗り入れ授業の実施などにより、義務教育9年間を一貫した系統的な教育を進めることで、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を確保し、子どもたちに必要な資質・能力を育成します。

### 1 現状と課題

#### 現 状

- 小学校から中学校の9年間を通して系統性・連続性のある教育が受けられるよう、市全体での一貫教育を目指し、令和元年度に「綾瀬市型小中一貫教育モデル」を策定しました。このモデルを基に、令和2年度から1中学校区で綾瀬市型小中一貫教育の試行を開始し、取組の一つである乗り入れ授業を実施しています。
- 子どもの発達を踏まえた時間割・学習活動の工夫などを通し、新入学児童が学校生活へスムーズに移行できるよう、スタートカリキュラムを実施しています。
- 各校の実態を踏まえ、学校教育目標を踏まえた総合的な学習の時間の取組、児童・生徒指導の充実、人権教育・キャリア教育\*の推進、きめ細かな進路指導など、魅力ある学校づくりを進めています。

#### 課 題

- 綾瀬市型小中一貫教育の試行について検証を行い、全小・中学校での実施や乗り入れ授業以外の取組の実施に向けた検討を進める必要があります。
- 新入学児童がスムーズに学校生活へ適応していけるよう、幼稚園・保育所との連携を図りながら、スタートカリキュラムの内容を工夫していく必要があります。
- 子どもたちの生きる力を育成するため、子どもたちが意欲を持って学校生活や学習に取り組める学校づくりを進める必要があります。

キャリア教育 児童・生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくための教育。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.4	小中一貫教育の推進		区分	拡充	所管課	教育指導課
重点取組						
概要	綾瀬市が目指す子ども像の実現に向け、綾瀬市型小中一貫教育モデルに基づき、授業スタイルの共通化や乗り入れ授業等を実施することにより、義務教育9年間連続的に成長する子どもたちの姿を見通しながら、小学校1年生から中学校3年生まで一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を進めます。					
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 3	①綾瀬市型小中一貫教育の実施 ②小学校への乗り入れ授業の実施 ③教科担任制の実施 ④綾瀬市型小中一貫教育の推進に向けた協議・情報共有	①全小・中学校 ②1校 ③全小学校 (教科は学校ごとに設定) ④綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会：年4・5回 担当者会：年5回 研修会：年10回			
	R 4	①綾瀬市型小中一貫教育の調査・研究 ②・③同上 ④小中一貫教育の推進に向けた教員間の情報共有	①綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会：年4・5回 ②全小学校 ③同上 ④担当者会：年5回 研修会：年10回			
	R 5	①～④同上	①～④同上			
	R 6	①～④同上	①～④同上			
	R 7	①～④同上	①～④同上			
5年後の 目標	綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会の実施や教職員への綾瀬市型小中一貫教育モデルの周知・徹底により、授業スタイルや児童・生徒指導事項の共通化を進めます。					

### 3 その他取組

取組No.5	幼・保・小連携の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校間の連携を進めるとともに、小学校新入学児童へのスタートカリキュラムの実施等により、子どもたちの円滑な学校生活に向けた就学前からの継続的な支援を行います。				
主な取組内容	小学校新入学児童へのスタートカリキュラムの実施				
取組No.6	魅力ある学校づくりの推進	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	子どもたちが意欲を持って学校生活や学習に取り組めるように、総合的な学習の時間、児童・生徒指導、人権教育、キャリア教育、進路指導など、各校の実態を踏まえた魅力ある学校づくりを推進します。				
主な取組内容	魅力ある学校づくりの推進のための補助金の交付 指導訪問や管理職研修等を通じた学校への指導助言や啓発活動				



施策の方向  
1-3

## グローバル化・情報化に対応した教育の推進

これからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力の一つである「情報活用能力」を育むため、ICT機器の基本的な操作方法や情報を収集・整理・発信する力の育成、プログラミング教育\*や情報モラル教育の推進に向けた教員研修の実施のほか、国際社会に対応できる人材を育成するため、ALTや専科教員の配置、教員への研修の実施等、外国語教育の充実に取り組めます。

### 1 現状と課題

#### 現 状

- ICT機器の基本的な操作方法や情報を収集・整理・発信する力の育成、プログラミング教育や情報モラル教育の推進のため、教員のICT活用指導力等の向上のための研修を行っているほか、令和2年度にオンライン教材を導入し、ICT機器を活用した学習活動に取り組んでいます。
- 全小・中学校へALTを配置し、英語・外国語活動でのチームティーチングや授業時間以外（給食の時間や休み時間等）のALTとのコミュニケーションを通して、外国語への関心を高めるなど、国際理解教育を推進しているほか、令和2年度から教科化された小学校における外国語科の指導に資するため、専科教員の配置や教員の外国語指導力向上のための研修等に取り組んでいます。

#### 課 題

- 児童・生徒一人1台のタブレット端末の整備が早期に実現することから、オンライン学習を始めとしたICT機器の積極的な活用に向けた取組や教員のICT活用指導力の向上を早急に進める必要があります。
- 携帯電話・スマートフォンやSNSが子どもたちの間にも急速に普及し、これらの利用をめぐるトラブルなども増大していること、また、タブレット端末の導入により、こうした機器を利用する機会も増加することから、学校における情報モラル教育のほか、教育委員会と市PTA連絡協議会が連携して取り組んでいる「『あやせ夜間ゼロ運動』～ケータイ・スマホ、ゲーム機等の夜間ゼロ運動」の普及・啓発により、情報モラルの育成を進める必要があります。
- ICT環境の整備や情報モラル教育の推進等は複数の部署で事務を所管していることから、各所管課が十分に連携を図りながら進める必要があります。

**プログラミング教育** コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動のこと。



○オンライン教材の導入により英語教材等の充実が図られるとともに、小学校においても令和2年度より外国語が教科化されたことから、これらの教材の活用を進め、ALTについては必要な場面での効果的な配置となるよう、配置する学年や時間数を検討し、学級担任や専科教員による指導の工夫を一層図る必要があります。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.7	教育の情報化の充実	区分	拡充	所管課	教育研究所 教育指導課
重点取組					
概要	情報活用能力を始めとしたこれからの時代を生きていく上で基盤となる子どもたちの資質・能力を育むため、研修等の実施により、教員のICT活用における指導力等の向上を図ります。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R3	①教育研究所研究員による授業モデルの提示 ②教育の情報化推進のための研修の実施 ③ICT活用における指導力向上のための教員研修の実施 ④タブレット端末・オンライン教材活用のための教員研修の実施 ⑤教育の情報化実践事例集の作成	①公開授業：年4回 ②教育の情報化研修会：年1回 ③ICT活用に関する研修：1回 プログラミング教育に関する研修：1回 ④オンライン学習、アプリケーションに関する研修：年2回 ⑤教育の情報化研究会：年5回		
	R4	①～④同上 ⑤教育の情報化実践事例集の作成・発行	①～④同上 ⑤教育の情報化研究会：年5回		
	R5	①～③同上 ④教育の情報化実践事例集の作成	①～③同上 ④教育の情報化研究会：年5回		
	R6	①～③同上 ④教育の情報化実践事例集の作成・発行	①～③同上 ④教育の情報化研究会：年5回		
	R7	①～③同上 ④教育の情報化実践事例集発行 ⑤オンライン教材の更新	①～③同上 ④教育の情報化研究会：年5回 ⑤全小・中学校		
5年後の 目標	教員のICT活用における指導力の向上を図ることにより、ICT機器の基本操作の習得やプログラミング、情報モラル教育に関する授業を充実します。				

取組No.8	外国語（英語）教育の充実	区分	新規	所管課	教育指導課
概要	国際社会に対応できる人材を育成するため、ALT（外国人講師）や小学校への専科教員の配置、教員の外国語指導力向上のための研修の実施等により、外国語教育の充実に取り組めます。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 3	①外国語教育推進に向けた教材研究のための情報交換等の実施 ②ALTの配置 ③教員の外国語指導力向上のための研修の実施 ④小学校への専科教員の配置	①外国語教育担当者会：年2回 ②小学校全学年 5～15h/年 ③外国語教育研修：小学校年1回 ④全小学校 2人		
	R 4	①～④同上	①～④同上		
	R 5	①～④同上	①～④同上		
	R 6	①～④同上	①～④同上		
	R 7	①～④同上	①～④同上		



ALTとのチームティーチング



パソコン教室での授業

## 基本方針 2

# 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

### 施策の方向 2-1

## 豊かな心の育成

いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、スクールアンケートの実施や学校と関係機関の連携を図るとともに、子どもたちの健やかな成長を支えていくため、家庭・地域との連携や人権教育に取り組みます。

## 1 現状と課題

### 現 状

- 平成30年度から小学校で、令和元年度から中学校で道徳が「特別の教科 道徳」として教科化されました。本市では、教科書を主たる教材としつつ、地域に根ざした自作資料等も活用した授業を実施しているほか、地域を対象に道徳の授業を公開し、家庭・地域との連携を図っています。
- 人権教育を推進するため、各学校が作成する人権教育全体計画や年間指導計画について、各学校の状況を反映した計画となるよう、改善を支援しています。
- 人権意識の向上や人権に関する知識の習得のため、教員を対象とした人権教育研修会を開催しています。
- いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応のため、綾瀬市いじめ防止基本方針に基づき、月1回のスクールアンケートを実施するとともに、児童・生徒指導研修会等を開催し、教員の指導力向上を図っています。
- よりよい学級づくりを進めるため、学級集団や子どもたちの状況を把握するための学級集団アセスメントを実施し、分析と改善に向けた具体策の検討を行うとともに、教員を対象に結果の見取りや分析方法等に関する説明会を開催しています。



特別の教科 道徳 授業公開

## 課 題

- いじめ・暴力行為等の問題行動に、学校全体がチームとして取り組むため、教育相談コーディネーターを中心とした相談体制を強化するほか、これらの問題等を担任や学校だけで抱え込むことのないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、関係機関と情報交換や連携を積極的に行うことができる体制を整える必要があります。
- アセスメントを効果的に活用し、より良い学級づくりにつなげるためには、アセスメント結果の見取り方やソーシャルスキル\*トレーニングプログラムの活用について教員が理解を深めることが重要であるため、今後も教員を対象とした説明会を継続していく必要があります。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.11	児童・生徒指導の充実	区分	継続	所管課	教育指導課
重点取組					
概 要	いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、スクールアンケートの実施や教員の指導力向上のための研修の実施等、綾瀬市いじめ防止基本方針に基づく取組を実施します。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 3	①関係機関を交えた児童・生徒指導の情報交換の実施 ②児童・生徒理解、指導力向上のための研修会の実施 ③問題行動等の早期発見・対応のための調査の実施 ④児童・生徒指導計画書の作成・報告 ⑤学校におけるいじめ防止等の対策の検討・協議	①児童・生徒指導担当者会：年5回 ②児童・生徒指導研修会：年1回 ③児童・生徒指導状況調査： 月1回（対象：全児童・生徒） ④計画作成・報告：各年1回 ⑤いじめ防止等対策委員会：年2回		
	R 4	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 5	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 6	①～⑤同上	①～⑤同上		
	R 7	①～⑤同上	①～⑤同上		
5年後の 目標	子どもたちのコミュニケーション能力や人間関係を築く力を高め、社会性を育てるよう、教員の指導力向上に資する担当者会・研修会等を継続的に実施するとともに、いじめ等を早期発見・早期対応できる体制の見直しを図り、現状等に合わせた体制を整備します。				

ソーシャルスキル 良好な人間関係を作り、維持していくための人間関係に関する知識と具体的な技術やコツ（自己理解、他者理解、相互理解等）のこと。

### 3 その他取組

取組No.9	心の教育の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳の教科化を踏まえながら、地域に根ざした道徳自作資料集を活用した道徳の授業を充実するとともに、教員や保護者・地域を対象に道徳の授業を公開するなど、家庭・地域との連携を図ります。				
主な取組内容	各学校の道徳教育全体計画や年間指導計画の改善への助言・支援				
	心の教育推進協議会の開催				
	道徳授業公開の企画・運営				
道徳教育担当者会等を通じた教員の道徳教育における資質向上					
取組No.10	人権教育の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	人権教育を推進するため、学校が人権教育全体計画や年間指導計画を改善する際の支援を行うとともに、人権に関する研修会を通して、教職員の人権に関する知識・感覚の向上を図ります。				
主な取組内容	各学校の人権教育全体計画や年間指導計画の改善への助言・支援				
	人権教育担当者会や人権教育研修会の実施				
取組No.12	学級集団アセスメントの実施	区分	継続	所管課	教育研究所
概要	学級集団の改善と個の支援のために、小学校6年生と中学校1年生の全学級で学級集団アセスメントを実施します。				
主な取組内容	学級集団アセスメントの実施				
	分析結果を踏まえた各校の改善策・実施結果の取りまとめと学級・個人の変容の確認				
	実施学年の教員を対象とした結果の見取り・分析等のための説明会の開催				

施策の方向  
2-2

## 健やかな体の育成

栄養教諭等の食育指導による食生活習慣の形成や定期健康診断等の実施、部活動指導顧問等の派遣や「綾瀬市中学校部活動方針」に基づいた部活動への支援を行うことにより、子どもたちの健康の保持増進を図ります。

### 1 現状と課題

#### 現 状

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（全国体力テスト）の実施により、子どもたちの体力の状況把握を行うとともに、健康・体力づくりの推進に向け、体育・保健・食育担当教員向けに研修会を開催し、健康づくりの実践に向けた情報交換等を行っています。
- 栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を実施しています。
- 学校保健安全法に基づき、定期健康診断や就学时健康診断を実施しています。



体育の授業（小学校）

- 平成30年度に策定した綾瀬市中学校部活動方針に基づき、各中学校において学校教育目標等を踏まえた運営方針等を作成し、部活動の多様で適切な運営に取り組むとともに、部活動指導顧問・部活動指導協力者の派遣や関東・全国大会出場時の交通費等の補助により、部活動の振興を推進しています。

#### 課 題

- 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本市の結果は、全国、県平均の値を下回る項目が多く、子どもたちの体力が低下している様子が見られます。また、学年が上がるにつれて、朝食の摂食率が低下するとともに、テレビやゲーム、スマートフォン等の使用時間が増加傾向にあることから、各担当教員の連携により、これまで以上に健康に関する学習の充実や運動が好きになるような体育の授業の実施に向けた授業改善に取り組む必要があります。
- 専門的な指導ができる指導者の不足により部活動に支障が生じないように、部活動指導顧問や部活動指導協力者を安定して確保することにより、部活動の存続を支援する必要があります。

## 2 その他取組

取組No.13	健康教育の充実	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	子どもたちの健康な生活や体力向上の推進を図るため、「体力向上」「新体力テストの実施と結果の活用」「健康な生活」の三つの視点で、運動や食育等の指導を進めます。				
主な取組内容	健康教育研修会の実施				
	学校における健康教育実践計画の作成と具体的な取組への支援				
	新体力テストの結果を活用した体育科・保健体育科の授業改善への支援				
	保健の学習に関する授業改善への支援				
取組No.14	食育指導の推進	区分	継続	所管課	教育指導課 学校教育課
概要	子どもたちの健康的な食生活習慣を形成するため、学校における「食に関する指導に係る全体計画」作成の支援のほか、栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を実施します。				
主な取組内容	学校における食に関する指導に係る全体計画の作成への支援				
	食育推進者連絡会の実施				
	栄養教諭や栄養職員の学校への訪問による食育指導の実施				
取組No.15	児童・生徒の健康管理	区分	継続	所管課	教育指導課 学校教育課
概要	子どもたちの健康・安全管理を図るため、学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施します。また、翌年度に小学校へ就学予定の子どもが円滑な小学校生活を送ることができるよう、就学時健康診断と教育相談を実施します。				
主な取組内容	児童・生徒への定期健康診断の実施				
	翌年度就学予定の子どもへの就学時健康診断、教育相談の実施				
取組No.16	部活動の振興	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	各中学校において、「綾瀬市中学校部活動方針」を踏まえた部活動の基本方針を作成するとともに、専門的な指導ができる部活動指導顧問・部活動指導協力者の派遣や関東・全国大会出場時の費用の補助等により、学校教育の一環である部活動の適切な実施を支援します。				
主な取組内容	各中学校における部活動の基本方針の作成				
	部活動指導顧問や部活動指導協力者の派遣				
	関東・全国大会出場時の交通費・宿泊費の補助				
	綾瀬市中学校部活動振興会*との協働による中学校部活動だよりの発行				

**綾瀬市中学校部活動振興会** 中学校部活動の振興を図ることを目的に、中学校体育連盟や中学校文化連盟への援助や顧問の補佐をする指導協力者の各学校への派遣を行うなど、設置部数を維持し、部活動の衰退を防止するために設置された組織。

施策の方向  
2-3

## 持続可能な世界を実現するための教育の推進

誰もが平等で幸せに生きられる持続可能な社会について、子どもたちが主体的・自主的に考えられるような学習の展開を始めとした、SDGsの達成や持続可能な社会の創り手の育成に向けた取組を一体的に推進します。

### 1 現状と課題

#### 現 状

- 「綾瀬市環境学習ハンドブック かわせみ」の授業等での活用などにより、教育活動の様々な場面において、美化活動やごみの分別など、環境問題に対する啓発と実践力の向上を図っています。
- 人権教育を推進するため、各学校が作成する人権教育全体計画や年間指導計画について、各学校の状況を反映した計画となるよう、改善を支援しています。
- 人権意識の向上や人権に関する知識の習得のため、教員を対象とした人権教育研修会を開催しています。
- 各学校の特色を生かしながら、総合的な学習の時間や特別の教科 道徳の授業のほか、社会科を中心に理科や技術・家庭科等の授業において持続可能な社会の形成について取り扱い、持続可能な社会の担い手の育成に努めています。

#### 課 題

- SDGsは広範囲にわたるため、様々な教育活動と一体的に推進していく必要があります。
- SDGsの達成に向けた取組は、食育教育や健康教育を始め、教育活動のあらゆる場面で既に実践されているものが多くありますが、個々の教育活動とSDGsの関連について、教員の理解が十分とは言えないことから、教員の理解促進に取り組む必要があります。
- 総合的な学習の時間や特別活動、特別の教科 道徳を始めとした各教科において、SDGsの達成に向けた取組が推進できるよう、教科横断的な視点で教育課程を見直す必要があります。
- 持続可能な社会を実現するためには、それを担う人材の育成が不可欠であることから、世界にある環境・貧困・人権・平和・開発など現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、一人一人が自分にできることを考えることで、課題解決につながる価値観や行動を生み出す学習や活動に一層取り組む必要があります。



## 2 その他取組

取組No.17	環境問題への取組	区分	継続	所管課	教育指導課 教育研究所
概要	特別活動、総合的な学習の時間など教育活動の様々な場面において、環境問題に対する啓発と実践力の向上を図ります。				
主な 取組内容	学校への環境問題に関する情報提供				
	「綾瀬市環境学習ハンドブック かわせみ」の発行・改訂				
取組No.10 【再掲】	人権教育の推進（本掲はP.41）	区分	継続	所管課	教育指導課



SDGs のロゴと 17 の目標

施策の方向  
2-4

## 安全・安心な学校給食の提供

安全・安心な学校給食を提供するため、調理場を適正に維持管理するとともに、調理場や調理従事者の衛生管理を徹底します。また、子どもたちの健康的な食生活習慣を形成するため、栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を行います。

## 1 現状と課題

### 現 状

- 調理場を適正に維持していくため、施設の法定検査、点検や維持管理に必要な業務委託等を行っています。
- 衛生管理講習会を実施し、調理場や調理従事者の衛生管理を徹底しています。
- 栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を実施しています。
- 給食費の滞納について、未納分の一括引き落としの実施や過年度滞納分の整理を個別に実施するなどの対策を行っています。

### 課 題

- 施設の老朽化に伴い、施設や設備等の修繕が増加しており、安定した学校給食提供の不安定要素となっていることから、施設や厨房機器等を計画的に修理、更新していく必要があります。

## 2 その他取組

取組No.18	安全・安心な学校給食の実施	区分	継続	所管課	学校教育課
概 要	子どもたちの心身の健全な発達に資するため、給食施設の適正な維持管理や調理場・調理従事者の衛生管理の徹底のほか、給食食材への地場産物*の使用等により、安全・安心な給食を提供します。				
主 な 取組内容	学校給食の提供（全小・中学校）				
	学校給食用各種物品・備品の計画的な更新				
	学校給食衛生管理基準による衛生管理の実施				
	衛生管理講習会の実施				
取組No.14 【再掲】	食育指導の推進（本掲はP.43）	区分	継続	所管課	教育指導課 学校教育課

地場産物 地元で採れた産物のこと。

## 基本方針 3

### 支援教育の充実

#### 施策の方向 3-1

#### 多様な教育的ニーズへの支援

教育上配慮を必要とする子どもたちや外国につながる子どもたちに対し、介助員、日本語指導協力者の派遣等の人的支援や音声翻訳システム用タブレットの配置等の環境整備により、学校生活への適応を支援するほか、就学指導相談等の実施により、子どもたちの適切な就学を支援します。

## 1 現状と課題

### 現 状

- 就学指導相談員による巡回相談や就学指導委員会の開催により、教育上配慮を必要とする子どもたちの適切な就学を支援しています。
- 子どもたちの実態に応じて、特別支援学級等に介助員・看護介助員を配置しています。
- 言語に困り感のある児童が、通常の学級に在籍しながら聞き取りや発声・発音・話し方の練習ができるよう、ことばの教室（言語通級指導教室）を設置しています。
- 教育上配慮を必要とする子どもたちの学習や学校生活への適応を支援する学習支援者を全小・中学校に派遣しています。
- 小・中学校への国際教室の設置や日本語指導協力者の派遣を行うとともに、音声翻訳システム用タブレットの全小・中学校への配置等により、外国につながる子どもたちの学校生活への適応を支援しています。

### 課 題

- 教育上配慮を必要とする子どもたちや外国につながる子どもたちの増加や子どもたちの状況に応じた配置を行うため、介助員や学習支援者、日本語指導協力者等の人材や財源の確保が課題となっています。
- 本市には、全国的にも上位となる数多くの外国人市民が生活し、市内小・中学校にも293人（令和2年5月現在）の外国籍児童・生徒が在籍していることから、教員に対し、外国につながる子どもたちへの理解や日本語指導技術の向上を図る必要があります。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.23	外国につながる児童・生徒への支援	区分	継続	所管課	教育指導課
重点取組					
概要	外国につながる子どもたちへの日本語指導や生活指導、学習指導のため、国際教室を設置するとともに、日本語指導協力者の派遣や全小・中学校に導入している音声翻訳システム用タブレットの活用により、学校生活への適応を支援します。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 3	①日本語指導や生活指導、学習指導のための国際教室の運営 ②日本語指導・生活適応指導・教科指導等のための日本語指導協力者の派遣 ③外国につながる子どもたちの理解や日本語の指導技術向上のための教員向け研修会の実施	①小学校5校、中学校1校 ②対応言語：10か国語 ③年2回		
	R 4	①～③同上	①～③同上		
	R 5	①～③同上	①～③同上		
	R 6	①～③同上	①～③同上		
5年後の 目標	R 7	①～③同上 ④音声翻訳システム用タブレットの更新	①～③同上 ④15台		
	国際教室の適切な運営や日本語指導協力者の派遣等により、外国につながる子どもたちが増加した場合にも、子どもたちや保護者のニーズに対応できる体制、支援を維持します。				

### 3 その他取組

取組No.19	児童・生徒の就学支援の充実	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	就学指導相談員による就学相談や関係機関との連携、就学指導委員会の開催等、就学前からの包括的な支援により、多様化する教育上配慮を必要とする子どもたちの適切な就学を支援します。				
主な取組内容	就学指導相談員による就学相談				
	関係機関との連携会議等の開催				
	就学指導委員会の開催				
取組No.20	介助員・看護介助員の配置	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	子どもたちが状況に応じた合理的配慮*を受けられるよう、特別支援学級に介助員・看護介助員を配置します。				
主な取組内容	特別支援学級への介助員・看護介助員の配置				
取組No.21	ことばの教室（言語通級指導教室）の運営	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	言語に困り感のある児童が、通常の学級に在籍しながら聞き取りや発声・発音・話し方の練習ができるよう、ことばの教室を設置し、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。				
主な取組内容	ことばの教室の設置（綾瀬小・綾北小・天台小・落合小）				
	入級前の見学会や相談会の開催				
取組No.22	学習支援者の派遣	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	教育上配慮を必要とする子どもたちの学習や学校生活への適応を支援するため、児童・生徒数や学校の状況に応じて学習支援者を派遣します。				
主な取組内容	児童・生徒数や学校の状況に応じた学習支援者の派遣				

**合理的配慮** 障がいのある子どもとない子どもが平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

施策の方向  
3-2

## 教育相談体制の充実

子どもたちが抱える課題の多様化に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、相談や支援に取り組みます。また、子どもたち一人一人に対するきめ細かな支援を行うため、教育支援教室（ルピナス教室）と学校の連携を強化します。

### 1 現状と課題

#### 現 状

- 全小学校に臨床心理士等の資格を持つ心理相談員\*をスクールカウンセラーとして週1回派遣しています。また、令和2年度からは心理相談員を1名増員し、大規模校1校に週2日派遣しています。中学校へは、県よりスクールカウンセラーが全校に派遣され、教育相談業務に当たっています。
- 平成23年度から、県よりスクールソーシャルワーカーが派遣されています。また、平成30年度より市のスクールソーシャルワーカーの派遣も開始し、令和2年度からは1名を増員し、保護者への働きかけや学校・関係機関の連携の仕組みづくりに取り組んでいます。
- 登校困難な子どもたちの集団生活への適応力を高め、社会的自立を支援するため、教育支援教室を開室するとともに、子どもたちの状況に応じた支援の充実を図るため、教育相談員による家庭への訪問相談を行っています。

#### 課 題

- 複雑化、多様化する子どもたちの課題の要因は、「心理的」「社会的」「発達障がい」「家庭環境」等様々であることから、専門的知識や技術を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校や家庭、地域の連携を強化し、教育相談体制を更に整備する必要があります。
- 教育支援教室に通室していない不登校傾向や登校困難な状態にある子どもたちや保護者の状況に合わせた支援を行うため、学校と家庭との連携を図り、教育相談員による訪問相談を積極的に進める必要があります。

心理相談員 発達障がいに起因する問題行動などに対し、個々の児童・生徒の状況に応じた早期対応を行うために配置されている臨床心理士又は公認心理師の資格を持つ相談員。本市では、小学校・教育研究所・教育支援教室に配置している。

## 2 その他取組

取組No.24	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携	区分	継続	所管課	教育研究所
概要	臨床心理士等の資格を持つ相談員をスクールカウンセラーとして全小学校に派遣します。また、子どもたちが抱える生活環境の課題解決に向けて、関係機関との連携を強化するため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを全小・中学校へ派遣します。				
主な取組内容	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣				
	スクールカウンセラーの相談実績の評価				
	スクールソーシャルワーカーと学校間の連絡調整				
取組No.25	教育支援教室の訪問相談の実施	区分	継続	所管課	教育研究所
概要	登校困難な子どもたちの集団生活への適応力を高め、社会的自立を支援するため、訪問相談を実施します。				
主な取組内容	教育支援教室への教育相談員（一般相談員・心理相談員）の配置				
	子どもたちの実態に応じた教育相談員による訪問相談の実施				
	前年度相談実績の評価				



教育支援教室 ルピナス教室

基本方針  
4

教職員の資質向上と教育指導環境の充実

施策の方向  
4-1

教職員の研究・研修の充実

教育における様々な課題を適切に解決する力を持つ教職員を育成するために、教育課題や学校現場のニーズに合った研修を企画し、研修の充実を図るとともに、教職員の自主的な研究や専門的な知識を有する大学教授等からの指導による研究を推進し、教職員の資質の向上を図ります。

## 1 現状と課題

### 現 状

- 教職員の経験年数に応じた経験者研修や職位に応じた研修の実施のほか、校外体験研修講座や教育課題研修講座を開催し、教員の社会的視野を広めるとともに、今日的な課題に対応できる指導力の育成に努めています。
- 授業における教員の指導力向上や教育相談等、教員のニーズに応じた支援を行うため、教員のリクエストによる研修を実施しています。
- 全小・中学校へ学校指導訪問を年1回実施し、全学級の授業参観後に指導主事による指導・助言を行うなど、教員一人一人の資質向上や学校教育全般にわたる諸問題を把握し、学校との信頼関係、連携の強化を図っています。
- 全小・中学校において校内研究を実施し、各校が子どもたちの実態や地域性等を踏まえた研究テーマを設定し、授業改善や教員の指導力向上、教職員の協力体制の確立を図っています。



教員による校内研究



教員による研究発表



## 課 題

- 新学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び\*」の実現に向けた授業改善の推進のため、教員の指導力向上のための研修を充実していく必要があります。
- 経験の浅い教員が急増するとともに、全教員に占める中堅の教員の割合が低く、中堅教員が担う役割も増加していることから、経験の浅い教員の指導力向上に向けた研修や中堅教員への学校運営に係る研修を充実する必要があります。
- 教員のニーズに応じた研修が実施できるよう、研修内容の充実を図るとともに、県や他市の実施状況等を参考に、研修内容により適した講師を選定していく必要があります。
- 本市の教育のあゆみを考察するとともに、今後の本市の教育の充実・発展に資するため、「綾瀬市教育史（平成史）」の編集を進める必要があります。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.29	綾瀬市教育史（平成史）の編集と刊行	区分	新規	所管課	教育研究所
概 要	平成期の教育史に関する資料を収集・編集し、「綾瀬市教育史（平成史）」を刊行します。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 3	①資料の収集・整理	①通年		
	R 4	①教育史（平成史）の編集	①教育史編集会議：年7回		
	R 5	①教育史（平成史）の校正・刊行	①教育史編集会議：年7回 300部作成		
	R 6	—	—		
R 7	—	—			

**主体的・対話的で深い学び** 平成29年告示の学習指導要領において、「どのように学ぶか」に関して示された教育実践に見られる普遍的な視点。この視点に立った授業改善を行うことで学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けられるようになることを目指すとされている。

### 3 その他取組

取組No.26	教職員の研修の充実	区分	継続	所管課	学校教育課 教育指導課 教育研究所
概要	教育における様々な課題を適切に解決する力を持つ教職員を育成するため、教職員の資質・能力を高める研修や学校現場のニーズに合った希望研修等を実施します。				
主な取組内容	教育課題研修講座の実施				
	校外体験研修講座の実施				
	支援研修講座（授業力向上・教育の情報化・教育相談）の実施				
	経営研修の実施				
	指導研修の実施				
取組No.27	教職員の教育研究の推進	区分	継続	所管課	教育指導課 教育研究所
概要	今日的な教育課題を踏まえた教職員の自主的な研究や、専門的な知識を有する大学教授等からの指導による研究を推進し、本市の教育を担う教職員の資質の向上を図ります。				
主な取組内容	研究会の実施				
	授業モデルの提案				
	研究発表大会の実施				
取組No.28	授業改善の推進	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	授業改善をテーマとする校内研究の充実を図るため、専門的な知識を有する大学教授等を学校へ派遣します。				
主な取組内容	校内研究への大学教授等の派遣				
	指導主事の訪問による授業改善に向けた指導・助言の実施				
	指定研究推進校*・教育課題研究校*への支援や活動振興補助金の交付				
	校内研究担当者会の開催による各学校の研究内容の共有				

**指定研究推進校** 計画的な校内研究・公開により、市の教育の充実を図るために本市教育委員会が指定している学校。2～3年間、継続的な校内研究を行い、指定最終年度に研究の成果を公開することとし、小学校2校、中学校1校を指定している。

**教育課題研究校** 学校における特定又は専門性のある課題について研究を行うために、本市教育委員会が指定している学校。毎年度小学校2校、中学校1校を指定している。

施策の方向  
4-2

## 学校における働き方改革の推進

教員が自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動が行えるよう、労働安全衛生管理体制の充実に努めるとともに、学校を支える人員体制の整備、校務支援システムの活用などにより、教員の長時間勤務の改善を図ります。

### 1 現状と課題

#### 現 状

- 全小・中学校に配置している市費学校事務嘱託員のほか、県費スクール・サポート・スタッフなど、学校を支える人員の活用により、教員の事務負担の軽減を図っています。
- 平成29年度に導入した校務支援システムにより、通知表や指導要録の作成など、学習評価を始めとした校務の電子化を進めています。
- 令和元年度より夏季休業期間中に学校閉庁日を設け、また、令和2年度からは平日夜間や土日祝日等の電話対応を留守番電話による対応に変更するとともに、令和3年4月からの運用に向け、「綾瀬市小・中学校における働き方改革に関する方針」の策定を進めるなど、教員が確実に休日を確保するとともに、業務負担の軽減を図るための環境を整備しています。

#### 課 題

- 校務支援システムは、リース満了に伴う定期的な更新が必要となりますが、更新には多額の費用がかかることから、財源の確保が課題となっています。
- 教員の働き方改革を推進するには、家庭や地域、関係団体といった周囲の理解や協力を得るとともに、教員一人一人の働き方改革に取り組む意識の醸成を図る必要があります。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.30	学校における働き方改革の推進		区分	新規	所管課	学校教育課 教育総務課
重点取組						
概要	<p>教員の厳しい勤務実態を踏まえ、教員の負担軽減を図り、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、学校を支える人員体制の整備、校務支援システムの活用などにより、教員の長時間勤務を改善するとともに、教職員全体の労働安全衛生管理体制の充実に努めます。</p>					
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 3	①市費学校事務嘱託員等の学校を支える人員の配置 ②学校閉庁日の実施 ③留守番電話の運用 ④教職員の健康維持管理のための事業の実施 ⑤在勤状況調査の実施	①市費学校事務嘱託員：各校1名 県費スクール・サポート・スタッフ：各校1名 ②夏季休業期間中概ね4日間 ③設定日：平日・長期休業期間の夜間 土日祝日 年末年始 学校閉庁日 ④健康診断：年1回 ストレスチェック：年1回 医師による面接指導：随時 ⑤全小・中学校：年3回			
	R 4	①～⑤同上 ⑥校務支援システムの更新	①～⑤同上 ⑥全小・中学校			
	R 5	①～⑤同上	①～⑤同上			
	R 6	①～⑤同上	①～⑤同上			
	R 7	①～⑤同上	①～⑤同上			
5年後の 目標	<p>スクール・サポート・スタッフ等の学校を支える人員の配置などにより、教員が児童・生徒の指導に専念し、健康で充実して働き続けることができるような環境・体制を整備し、ワーク・ライフ・バランスを実現します。</p>					

基本方針  
5

## 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

施策の方向  
5-1

## 児童・生徒の安全対策の推進

学校敷地内への防犯カメラやAED\*の設置、メール配信による防犯情報の提供、関係機関等との連携による交通安全対策の実施のほか、宿泊行事への看護師等の配置により、子どもたちの体調管理やけが・病気の応急対応を行うなど、子どもたちの安全・安心な学校生活の確保に努めます。

## 1 現状と課題

## 現 状

- 学校敷地内への不審者侵入抑止等のため、全小・中学校に防犯カメラを設置しているほか、緊急事案発生時における連絡手段として携帯電話を配備しています。
- 子どもの心肺停止などの緊急時への備えとして、全小・中学校にAEDを設置し、毎月の定期点検や電極パットの交換などの維持管理を行っています。
- 学校緊急情報配信メールによる防犯情報の提供や小学校新入学児童への防犯ブザーの配付、通学路安全点検結果を踏まえた小・中学校からの改善要望を受けた関係機関等との合同点検の実施のほか、PTA・地域・校務作業員等の協力による登下校時の見守り、安全パトロール車による巡視等、通学路における防犯・交通安全対策を実施しています。
- 子どもたちの体調管理やけが・病気の応急対応のため、修学旅行等の宿泊行事に看護師・介助員を配置しています。



新入学児童への防犯ブザーの配付

AED 「Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器)」の略。突然正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して電気ショックを与え、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。

## 課 題

- 平成26年度に導入した防犯カメラについては、設備の老朽化が進んでいることから、更新の必要がありますが、更新に当たっては、子どもたちの安全対策を一層図ることができるよう、設置台数について検討する必要があります。
- 歩車分離の信号機の設置を警察へ要望するなど、通学路における交通安全施設の整備等を継続的に行う必要があります。
- 子どもたちの安全を確保するための取組には、家庭や地域の協力が必要不可欠であることから、学校・家庭・地域など関係機関との連携を十分に行う必要があります。

## 2 その他取組

取組No.31	児童・生徒の安全対策の充実	区分	継続	所管課	教育総務課 学校教育課 教育指導課
概要	子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう、防犯カメラの設置や関係機関等との連携による通学路の合同点検、巡視等、通学路や学校敷地内の防犯・安全対策を実施します。				
主な取組内容	防犯カメラの設置、緊急事案発生時連絡用携帯電話の配備等の学校敷地内における防犯対策の実施				
	A E Dの設置				
	安全パトロール車による巡視や防犯情報のメール配信等の通学路における防犯対策の実施				
	「綾瀬市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策の実施 校務作業員による校内巡視やP T A・地域の協力による小学校登下校時の児童の見守り				
取組No.32	宿泊行事への看護師等の配置	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	宿泊行事期間中の子どもたちの健康管理、安全対策を図るため、修学旅行等に看護師・介助員を配置します。				
主な取組内容	修学旅行等の宿泊行事への看護師・介助員の配置				

施策の方向  
5-2

## 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進

学校施設へのニーズに対応したより良い学習・生活環境を確保するため、「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」に基づき、改築・長寿命化改修等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図りながら、老朽化が進む学校施設の効果的・効率的な施設整備を行います。

### 1 現状と課題

#### 現 状

- 本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代前半にかけて人口急増期に建設されたものが多く、老朽化が進んだ空調設備や給水管設備等を順次改修しているほか、不具合等が発生した施設や設備は、危険度・緊急度により優先順位を定め、随時改修を行っています。
- 「綾瀬市公共施設マネジメント基本方針」の個別施設計画として、学校施設再整備方針・長寿命化計画を令和3年2月に策定しました。



学校施設（体育館）

#### 課 題

- 本市は、学校施設の多くが築30年を超えており、老朽化による不具合等が顕在化しています。
- 施設を建築後50年程度で建て替える場合、多くの施設が今後15年程度の期間に建て替え時期を迎えることとなり、財政上の大きな負担となることから、学校施設再整備方針・長寿命化計画に沿って、トータルコストの縮減と予算の平準化を図りながら改修や改築を行う必要があります。
- 本市の児童・生徒数は、現在、ピーク時の約半分にまで減少しており、減少傾向は今後も続く見通しであることから、学校の小規模校化への対応を検討する必要があります。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.33	学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進		区分	新規	所管課	教育総務課
戦略P						
概要	子どもたちにとってより良い学習・生活環境を確保するため、「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」に基づき、学校施設の適切な維持管理及び改修等を進めます。					
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R 3	①第2期短期計画策定体制の検討 ②第1期短期計画に基づく部分改修	①要領等の策定 ②北の台中給水管等			
	R 4	①第2期短期計画策定に係る委員会等の開催 ②同上	①年1回以上 ②綾瀬小体育館外壁等			
	R 5	①・②同上	①同上 ②城山中体育館屋根防水・外壁等			
	R 6	①・②同上	①同上 ②綾瀬中教室棟・特別教室棟外壁等			
	R 7	①第2期短期計画の策定 ②第1期短期計画に基づく予防改修・部分改修	①会議：年1回以上 ②予防改修：綾瀬中管理・校舎棟 部分改修：寺尾小校舎屋上防水・外壁等			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化に伴う故障等の緊急を要する改修は随時対応する。</li> <li>・上記計画期間を通して綾北小・綾北中の改築の検討、小規模校化が進む土棚小学校などの適正配置の検討を行う。</li> </ul>					
5年後の 目標	第1期短期計画に基づく各改修の実施により、安全で安心な教育環境を提供するとともに、令和7年度末までに第2期短期計画を策定します。					





施策の方向  
5-3

## 学習環境の充実

子どもたちの健やかな学びを保障し、子どもたちや教職員が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、ICT機器を始め、授業で必要となる備品・教材等の整備により、学習環境の充実を図るとともに、学校環境衛生管理の徹底、校内環境の適切な維持・管理を行います。また、保護者の経済的負担の軽減や教育機会の保障のため、就学に必要な費用等の援助を行います。

## 1 現状と課題

### 現 状

- 平成22年度に教室常設型プロジェクターと校内LANを整備し、デジタル教科書やその他の電子教材の有効活用を図っています。また、学校の臨時休業等の緊急時においてもICTの活用により子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現するため、児童・生徒一人1台のタブレット端末を導入し、令和3年度からの活用に向けて準備を進めています。
- 消耗品や備品の購入に学校長裁量を導入し、各校の状況に応じた更新・整備を進めています。
- 全小・中学校に校務作業員を各1名配置し、軽微な修繕や校舎内外の清掃を行い、学校環境の維持管理を行っています。
- 水道水、プール水、揮発性物質、ダニアレルゲン等の検査やビル衛生管理法に基づく定期的な空気環境測定等の実施により、学校環境の衛生管理を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症対策に必要な備品等の配置やスクール・サポート・スタッフを活用した校内の消毒の実施など、「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策を実施しています。
- 経済的理由により就学困難な子どもたちの保護者に対し、必要な経費の一部を援助する就学援助事業や奨学金の給付を行っています。

### 課 題

- 国の補助金を活用したICT環境の整備を進めていますが、管理する機器の増加により、故障時等の対応も増加することが見込まれることから、これらに対応するサポート体制の整備や機器更新に係る財源の確保が課題となっています。
- タブレット端末の家庭学習での活用を進めるため、インターネット環境が整っていない家庭へのモバイルWi-Fiルーターの貸出しなどの支援を進めていく必要があります。
- 備品の老朽化が進んでいるため、授業等の教育活動に支障のないよう、学校長裁量による更新のほか、大型備品等について計画的に更新をしていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれていることから、市長部局と連携し、情報収集に努めるとともに、各学校の状況や必要な支援を把握し、新しい生活様式を踏まえた感染症対策を徹底することで、今後も感染症対策と子どもたちの学

びの保障の両立を図っていく必要があります。

○就学援助事業は、教育の機会均等を確保する上で大変重要な取組ですが、準要保護者の増加や支給単価の増額により、就学援助事業の予算確保が年々厳しくなっていることから、国・県や他市の情報を収集し、必要に応じて認定基準等の見直しを行い、事業を継続していく必要があります。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.34	学校ICT環境の充実		区分	拡充	所管課	教育総務課
重点取組						
概要	学校におけるICT機器を活用した教育活動に資するため、サポート体制を充実するとともに、更新年度を迎え劣化が進む校務用機器*、各教室のプロジェクター等の整備により、学校全体のICT環境の充実を図ります。					
年度別取組目標	年度	取組内容	事業量			
	R3	①ヘルプデスクの運用 ②授業サポートや学校ICT機器運用支援のためのICT支援員等の配置 ③モバイルWi-Fiルーターの貸与 ④校務用機器の更新 ⑤プロジェクター更新年次計画（整備目標）の検討	①平日9時～17時（繁忙期は18時） ②ICT支援員：1名 ICT学習支援員：3名 ③家庭のインターネット環境未整備の児童・生徒 ④PC：全教職員 臨時的任用等講師共有用 周辺機器 ⑤PC委員会：6回			
	R4	①～③同上 ④パソコン教室機器更新の検討	①～③同上 ④PC委員会：6回			
	R5	①～③同上 ④プロジェクターの更新 ⑤学習者用・教員授業用タブレット端末更新の検討	①～③同上 ④R3の年次計画で定める目標数 ⑤PC委員会：6回			
	R6	①～④同上 ⑤パソコン教室の機器更新	①～④同上 ⑤PC：各校41台 周辺機器			
	R7	①～④同上 ⑤学習者用・教員授業用タブレット端末の更新	①～④同上 ⑤学習者用：全児童・生徒数 教員授業用：各校普通教室・少人数教室・理科室			
5年後の目標	ICT機器の大幅な増に対応したサポート体制の整備や、機器の適切な運用や更新を進め、授業や校務においてICT機器を積極的に活用できる環境を整備します。					

**校務用機器** 教職員が職員室等で校務に使用するパソコンや周辺機器のことで、児童・生徒が教室等で使用するための教育用機器以外のものを指す。

### 3 その他取組

取組No.35	教材等消耗品・備品の購入	区分	継続	所管課	教育総務課
概要	子どもたちの学習意欲の向上や安定した学校運営を図るため、学習活動に必要な教材等の消耗品や劣化した備品の計画的な更新等により、学習環境の整備を進めます。				
主な取組内容	更新計画に基づく、劣化した備品等の更新				
	図書を購入				
	学習活動に必要な教材等の消耗品の購入				
取組No.36	校務作業員の配置	区分	継続	所管課	教育総務課
概要	子どもたちや教職員が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、校舎内外の清掃、花木の手入れ、軽微な修繕等の環境整備等を行う校務作業員を全小・中学校に配置します。				
主な取組内容	全小・中学校への校務作業員の配置				
取組No.37	学校環境衛生管理の徹底	区分	継続	所管課	教育総務課 教育指導課
概要	子どもたちや教職員の健康・安全管理を図るため、学校保健安全法に基づく定期環境衛生検査*等を実施します。				
主な取組内容	飲料水、プール水の水質検査の実施				
	教室の空気等の検査の実施				
	保健室のダニ等の検査の実施				
	校内の消毒等の新型コロナウイルス感染症対策の実施				
取組No.38	就学等のための経済的支援	区分	継続	所管課	学校教育課
概要	保護者の経済的負担と教育の機会均等を図るため、就学に必要な費用の援助や奨学金の給付を行います。				
主な取組内容	就学援助の実施				
	特別支援教育就学奨励費の給付				
	奨学金の給付				

定期環境衛生検査 文部科学省が定めた「学校環境衛生基準」に基づき、換気、採光、照明、保温等について実施する検査。

基本方針  
6

学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実

施策の方向  
6-1

開かれた学校づくりの推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を設置し、学校・家庭・地域が連携し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に展開することにより、地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進します。

## 1 現状と課題

### 現 状

- 令和3年度からのコミュニティ・スクールの試行に向け、調査・研究を行っています。
- 授業・学校行事の公開や地域ボランティア等の協力により、地域全体で子どもたちの成長を支える活動に取り組んでいます。
- 各学校において学校評価を実施し、1年間の教育活動等の成果を評価・検証し、市ホームページ等で公表しています。また、教育委員会では、各学校の学校評価報告書を基に、各学校の取組状況を総括し、成果や課題についてまとめています。
- 学校教育に支障のない範囲で、学校の校庭や体育館、特別教室棟等を地域や登録団体に開放し、地域の身近な活動拠点や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の場として提供しています。

### 課 題

- コミュニティ・スクール設置に向けて、その必要性を保護者・地域に理解していただきながら、連携を進めていく必要があります。
- 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの学びや成長を支えるため、未着手となっている地域学校協働活動の推進に向けた体制の整備についても、コミュニティ・スクールの設置と並行して進める必要があります。
- 地域学校協働活動の推進には、地域学校協働活動推進員の育成が重要であることから、生涯学習課の市長部局への移管後も、部局間の連携を十分に図りながら地域学校協働活動推進員の育成を進める必要があります。

## 2 主な取組（重点取組等）

取組No.39	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動	区分	拡充	所管課	教育指導課
重点取組	の一体的推進				
概要	地域への小・中学校の基本情報の提供や授業・学校行事の公開、保護者や地域ボランティアの活用のほか、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と学校がパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進します。				
年度別 取組目標	年度	取組内容	事業量		
	R 3	①コミュニティ・スクール設置に向けた調査研究 ②コミュニティ・スクールの試行 ③地域学校協働活動の推進に向けた研究	①教育課題検討委員会：年4・5回 ②小学校1校 ③国や県主催の研究会への参加：年2・3回		
	R 4	①コミュニティ・スクールの設置 ②地域学校協働活動推進員の配置 ③コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた情報交換の実施	①全小・中学校 ②全小・中学校 原則各1人 ③関係部局間との連絡会：年2回		
	R 5	①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた情報交換の実施	①関係部局間との連絡会：年2回		
	R 6	①同上	①同上		
	R 7	①同上	①同上		
5年後の 目標	学校・保護者・地域住民等の参画・協働により、共に知恵を出し合いながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」の仕組みを構築します。				

### 3 その他取組

取組No.40	学校評価の実施	区分	継続	所管課	教育指導課
概要	学校の教育活動について、家庭・地域への説明責任を果たすとともに、連携・協働しながら学校づくりを進めるために、学校評価を実施します。				
主な取組内容	学校評価の実施と報告書の作成（全小・中学校）				
	各学校の取組状況のとりまとめと家庭・地域への情報提供				
取組No.41	学校開放の実施	区分	継続	所管課	教育総務課
概要	市民の身近な活動拠点や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の場として、小・中学校の校庭や体育館、特別教室棟等の学校施設を地域や登録団体に開放します。 ※学校の運動施設の利用に関する事務はスポーツ課、特別教室棟の利用に関する事務は生涯学習課が所管しています。				
主な取組内容	校庭、体育館、特別教室棟（早園小・綾瀬中・城山中）等の開放				

# 参 考 资 料



## I 綾瀬市教育大綱

### 綾瀬市教育大綱

【基本理念】 **自分らしく学び続ける**

【目標】 **「生きる力」を身に付ける**

【目指す人間像】

**人を思いやり**

**社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども**

**生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民**

【対象期間】

**令和8年3月まで**

**大綱は、対象期間内であっても必要があれば、総合教育会議で協議  
します。**



## 【5つの方針】

### 1 自ら学ぶ力を育みます！

- ・幼児期に、「自分をコントロールする力」や「目標に向かって頑張る力」、「人を思いやり、協力して物事を進める力」などの非認知能力を高める取り組みを進めます。
- ・基礎・基本の定着を図り、自ら学び、考え、行動する力を育みます。
- ・ライフステージに応じて、心豊かに楽しく学ぶことができるよう、生涯学習の充実を図ります。

### 2 豊かな心を育みます！

- ・考え方や感じ方といった心の基盤を形成する情操教育を踏まえつつ、児童・生徒へ道徳教育の充実を図ることで、豊かな心を育みます。
- ・市民による自主的な文化・芸術活動の展開を支援し、心の豊かさを高めます。

### 3 健やかな体を育みます！

- ・生涯にわたって運動・スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるよう、学校・家庭・地域で連携し、健康の保持増進と体力の向上を進めます。

### 4 教育環境を充実します！

- ・児童・生徒が良好な環境で学ぶことができるよう、ICTを含めた教育環境の整備に取り組めます。また、教職員の資質向上を図り、教師力を高めます。
- ・「いつでも、どこでも、誰でも」が主体的に学べる生涯学習環境を充実します。

### 5 家庭の教育力向上に向け支援します！

- ・学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもを育てる機運を高めるとともに、子どもたちが健やかに育つよう、家庭教育を支援します。



## Ⅱ 綾瀬市教育振興基本計画策定委員会

### 1 綾瀬市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市教育振興基本計画策定委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するために、綾瀬市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第4条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育総務課長
- (4) 学校教育課長
- (5) 学校給食センター所長
- (6) 教育指導課長
- (7) 教育研究所長
- (8) 生涯学習課長

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、教育振興基本計画策定をもって満了する。

(委員長)

第6条 策定委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 策定委員会に、第3条に規定する事項に関して調査、研究及び検討を行わせるために、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 策定委員会及び作業部会の庶務は、教育振興基本計画主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 綾瀬市教育振興基本計画策定委員会アドバイザー

氏 名	所 属・役 職
新井 秀明	横浜国立大学 名誉教授 (元教育学部 教授)
菴原 典子	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課 専任主幹



### Ⅲ 策定経過

実施時期	会議の名称・主な検討内容等
令和元年10月24日	綾瀬市教育委員会会議 10月協議会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画について
令和元年11月6日	第1回綾瀬市教育振興基本計画策定委員会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画の策定体制について ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画策定の方向性について
令和2年1月10日	第2回綾瀬市教育振興基本計画策定委員会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画基本方針・施策の方向について ・計画書の構成内容及び目標設定について
令和2年1月27日	第3回綾瀬市教育振興基本計画策定委員会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画基本方針・施策の方向について ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画前期実行計画掲載事業の選定について
令和2年2月13日	綾瀬市教育委員会会議 2月協議会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画の策定状況について
令和2年2月28日	第4回綾瀬市教育振興基本計画策定委員会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画前期実行計画個別事業の選定について ・計画書の構成内容及び目標設定について
令和2年5月15日	第5回綾瀬市教育振興基本計画策定委員会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画・前期実行計画素案について
令和2年5月19日	綾瀬市教育委員会会議 5月協議会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画・前期実行計画素案について
令和2年7月2日	第6回綾瀬市教育振興基本計画策定委員会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画・前期実行計画素案について
令和2年7月28日	綾瀬市教育委員会会議 7月協議会 ・(仮称) 第2期綾瀬市教育振興基本計画・前期実行計画素案に対する意見の反映状況について

実施時期	会議の名称・主な検討内容等
令和2年7～8月	関係団体※・庁内への（仮称）第2期綾瀬市教育振興基本計画素案に対する意見募集 ※綾瀬市社会教育委員、綾瀬市PTA連絡協議会、綾瀬市立小・中学校校長会・教頭会連合会
令和2年10月29日	綾瀬市教育委員会会議10月協議会 ・（仮称）第2期綾瀬市教育振興基本計画・前期実行計画素案に対する意見の反映状況について
令和2年10～12月	関係団体※へ提出意見の計画素案への反映状況報告 ※綾瀬市社会教育委員、綾瀬市立小・中学校校長会・教頭会連合会
令和2年11月2日	第7回綾瀬市教育振興基本計画策定委員会 ・関係団体への意見募集結果及び素案への意見反映について ・素案の見直しについて ・計画名称について
令和2年11月16日	綾瀬市教育委員会会議11月協議会 ・（仮称）第2期綾瀬市教育振興基本計画の計画名称及び策定スケジュールの変更について
令和2年12月8日	第8回綾瀬市教育振興基本計画策定委員会 ・綾瀬市学校教育推進プラン・前期実行計画素案（パブリックコメント案）について
令和2年12月24日	綾瀬市教育委員会会議12月定例会 ・綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）の素案について
令和3年1月20日	綾瀬市議会議会全員協議会 ・綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）（案）に対する意見募集（パブリックコメント手続）の実施について
令和3年2月1日 ～3月3日	意見募集（パブリックコメント手続）の実施
令和3年3月15日	第9回綾瀬市教育振興基本計画策定委員会 ・パブリックコメント手続の実施結果について ・綾瀬市学校教育推進プラン・前期実行計画最終案について
令和3年3月29日	綾瀬市教育委員会会議3月定例会 ・綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）及び前期実行計画の決定について



## Ⅳ 用語一覧

\* 太字で記載している掲載ページに用語解説を掲載しています

用 語	掲 載 ページ	用 語	掲 載 ページ
<b>あ行</b>		<b>さ行</b>	
IoT (アイオーティー)	<b>8</b>	指定研究推進校	<b>54</b>
ICT (アイシーティー)	<b>5,9,13,16,17,24,25,30,36,37,61,62</b>	地場産物	<b>46</b>
綾瀬市公共施設マネジメント基本方針	<b>12,59</b>	就学指導相談員	<b>20,47,49</b>
綾瀬市中学校部活動振興会	<b>43</b>	主体的・対話的で深い学び	<b>53</b>
「あやせ夜間ゼロ運動」 ～ケータイ・スマホ、ゲーム機等 の夜間ゼロ運動～	<b>9,36</b>	小中一貫教育 (綾瀬市型小中一貫教育)	<b>16,17,33,34</b>
生きる力	<b>4,33</b>	少人数学級	<b>5,13,16,17,30,32</b>
栄養教諭	<b>18,42,43,46</b>	少人数指導	<b>16,17,30,32</b>
AED (エーイーディー)	<b>57,58</b>	情報モラル	<b>9,36,37</b>
ALT (エーエルティー)	<b>10,16,36,37,38</b>	食育	<b>18,19,42,43,44</b>
SDGs (エスディージーズ)	<b>18,19,44</b>	食育指導	<b>18,19,42,43,46</b>
<b>か行</b>		心理相談員	<b>50,51</b>
介助員	<b>20,21,47,49,57,58</b>	スクールカウンセラー	<b>18,20,21,40,50,51</b>
学習支援者	<b>20,21,47,49</b>	スクール・サポート・スタッフ	<b>13,55,56,61</b>
学習指導要領	<b>2,8,10,11,19,26,53</b>	スクールソーシャルワーカー	<b>18,20,21,40,50,51</b>
学級集団アセスメント	<b>19,39,41</b>	総合教育会議	<b>5</b>
学校図書館	<b>10,16,17,30,31</b>	総合的な学習の時間	<b>18,33,35,44,45</b>
学校評価	<b>26,64,66</b>	ソーシャルスキル	<b>40</b>
学校保健安全法	<b>18,42,43,63</b>	Society(ソサエティ) 5.0	<b>8</b>
GIGA(ギガ)スクール構想	<b>9</b>	<b>た行</b>	
基本的生活習慣	<b>11</b>	地域学校協働活動	<b>11,26,64,65</b>
キャリア教育	<b>33,35</b>	地域学校協働本部	<b>11</b>
教育課題研究校	<b>54</b>	定期環境衛生検査	<b>63</b>
教育基本法	<b>3</b>	デジタル教科書	<b>9,24,30,32,61</b>
教育支援教室 (ルピナス教室)	<b>20,21,50,51</b>	特定財源	<b>24</b>
教育大綱	<b>3,5,14</b>	特別支援学級	<b>32,47,49</b>
校務作業員	<b>25,57,58,61,63</b>	<b>な行</b>	
校務用機器	<b>62</b>	日本語指導協力者	<b>20,47,48</b>
合理的配慮	<b>49</b>	<b>は行</b>	
国際教室	<b>8,20,21,47,48</b>	扶助費	<b>12</b>
ことばの教室 (言語通級指導教室)	<b>20,21,47,49</b>	プログラミング教育	<b>36,37</b>
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	<b>11,26,64,65</b>	<b>や行</b>	
		幼・保・小連携	<b>17,35</b>





## 綾瀬市教育委員会

発行年月 令和3年3月

編 集 教育部 教育総務課

〒252-1192 綾瀬市早川550番地

電 話 0467-77-1111 (代表)

F A X 0467-70-5705